

**ECONOMIC RESEARCH CENTER
DISCUSSION PAPER**

E-Series

No.E25-7

Accounting Treatment for Goodwill

by

Yuko Asami

November 2025

**ECONOMIC RESEARCH CENTER
GRADUATE SCHOOL OF ECONOMICS
NAGOYA UNIVERSITY**

This discussion paper series is published without peer review for the purpose of rapid dissemination of research results. Copyright is held by the authors of the papers.

Accounting Treatment for Goodwill

Yuko Asami[†]

Abstract

This paper provides a systematic examination of the controversy surrounding the accounting treatment of goodwill and elucidates both the reasons for the protracted absence of consensus and the fundamental issues that underpin this enduring debate. The controversy over goodwill accounting could be traced back at least to 1882, and a wide variety of arguments has continued to evolve to the present day. This study clarifies the following points. First, the long-standing controversy has repeatedly revolved around whether the amortization of goodwill should be regarded as a charge against capital or as an expense against income. Second, by contrast, the debates that have taken place since the 2000s proceed on the premise that the cost of goodwill is, in substance, an expense. What is being discussed in this more recent period is the issue of how that expense should be allocated over time, nor an argument regarding the distinction between capital and income.

[†] Graduate School of Economics, Nagoya University, Furo-cho, Chikusa-ku, Nagoya, Aichi 464-8601, Japan. This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Numbers 16KT0092, 22H00896 and a research grant from the Study Group of the Japan Accounting Association.

のれんの会計方法

浅見 裕子

はじめに

のれんの会計方法を巡る論争は、少なくとも 1882 年に遡り、現代に至るまで 140 年に渡って様々な議論が展開されてきた。既に 1970 年代には、Lee (1971,p.318)によって、のれんは過去 80 年間その会計処理をめぐって議論の的となってきたが意見の一致には至っていない、と指摘されている。のれんの会計方法については、様々な見解が混在しており、会計基準についても会計基準設定主体によって大きく見解が分かれている。

本稿では、のれんの会計方法に関する議論が始まった 1880 年代から、非償却及び減損処理が SFAS141/142 や IFRS 3 により導入された 2000 年前後までの、約 120 年間を対象として、償却・非償却・減損・持分控除法といったのれんの会計方法をめぐる議論を整理する。それにより、のれんの会計方法における議論がなぜ解決されないのか、その問題の本質はなにかを明らかにすることが本稿の目的である。

1. レビュー方法及び分類方法

のれんの会計方法に関するレビューの方法については以下の通りである。まず、Scopus において、「論文タイトル」は goodwill、「抄録、キーワード」は accounting または account、出版年は 2000 年以前、分野を 'business, management, and accounting' または 'economics, econometrics and finance' とし、文献タイプを 'article, book chapter, book' として検索を行った。その結果、42 件の文献が該当した。次に、Web of Science において、「タイトル」は goodwill、「全項目」は accounting とし、出版年は 2000 年以前、文献タイプから 'book review' と 'editorial material' を除き、検索を行った。その結果、32 件が該当した。なお、対象年を 2000 年以前としたのは、のれんの減損が導入された IAS 3、SFAS141 及び 142 前後までに形成された議論を調べるためである。

上記で検索された論文のうち、実態調査や計算例の紹介等、のれんの会計処理方法について論じられていない論文ならびに実証研究の論文を除き、さらに Scopus と Web of Science に共通する文献 7 本を除いた結果、計 26 本が対象となった。但し、Scopus においては 1970 年以前、web of science では 1922 年以前の文献は対象外であり、かつ 1970 年代以前の文献については、いずれも十分な検索機能を果たしていない。そのため、対象として抽出された 28 本の論文において引用されている文献についても、レビューの対象とした。また、2000 年以降の文献についても、実証研究の論文を除き、一部を対象としている。以下では、のれんの会計に関する議論が始まった 1880 年代から順に、各会計処理に関する論者の考え方について整理する。

会計方法の分類については、1970年にAICPAから公表されたAPB17(Intangible Assets)ならびに1976年にFASBから公表されたDiscussion Memorandum (An Analysis of Issues related to Accounting for Business Combinations and Purchased Intangibles)に基づくこととする。APB17においては、のれんの会計処理方法について4つの方法が挙げられている(*ibid.*, para.17)。

- a. 価値が滅失しない限り、資産として取得原価を無期限に繰り越す。
- b. 取得原価を資産として繰り越すが、任意の期間に営業費用として償却することを容認する。
- c. 取得原価を資産として繰り越すが、見積存続年数か、任意だが特定の最大及び最小期間に償却することを求める。
- d. 取得原価を、取得時に所有主持分から控除する

また、FASB(1976)においては、のれんの会計方法は以下のように分類されている(*ibid.*, paras.162,195)。

1. 資産として計上する
 - a) のれんの価値減少が明らかにならない限り償却をしない
 - b) 収益に対して付加し償却する
 - c) 持分に対して償却する
2. 即時に費用計上する
3. 所有者持分から控除する

本研究では、原則としてAPB17の分類にしたがい、資産計上と資本控除の違いに着目したFASB(1976)による分類方法も参照して、下記の通りに分類する。なお、APB17における分類b及びcについては、早期償却及び即時費用償却が含まれているが、このうち即時償却についてはFASB(1976)では独立した項目として提示されている。早期償却と即時費用償却はいずれも償却額を費用として扱う方法であるため、本稿では、APB17の分類にしたがい、早期償却と即時償却を区別せずに分類する方法を用いる。

- ① 資産として計上し、取得原価のまま維持する(「非償却」)
- ② 資産として計上し、償却して費用を計上する(「償却」)
- ③ 取得時に所有者持分から控除する(「持分控除法」)

上記分類にしたがい、①資産として計上し取得原価のまま維持する方法については「非償却」、②償却して費用として計上する方法については「償却」、③取得時に所有者持分から控除する方法については「持分控除法」と呼ぶこととする。

以下に続く節では、のれんの議論が始まった1880年代から2000年頃までを対象として、より早い年代から定着していた会計方法から順に、それぞれの会計方法に関する検討を整理していく。定着した順序は、まずは償却（早期償却を含む）、次に持分控除法、最後が非償却であるため、その順に、各年代ごとに説明していく。なお、年代の区分方法については、Ding et al. (2008)及びHughes (1982)に基づいている。

2. 償却

2.1 1880年代

会計上ののれんの性質について初めて論じたのは Bithell (1882)とされており (Courtis, 1983, p.2)、これを嚆矢として、のれんの会計に関する議論は1880年代において数多く取り交わされた。Bithell (1882)では、のれんとは、そこに参入することで得られる期待利益が存在し、それに対して対価が支払われるような価値を有している評判の高い既存事業における優位性であることが、*Crutwell v Lye*等の判例を参考にして述べられている (Bithell, 1882, p.142)。1880年から1900年頃までの時期において、支配的な学説は、のれんを真の資産とは見なさず、即時、あるいは少なくとも迅速に費用処理すべきであると考えていた。多数の会計士が、のれんを利益に対して即時または迅速に償却することに賛成していた (Ding et al., 2008, p.728)。

まず、Harris (1884)は、のれんの会計に関する問題を全般的に論じた最初の論稿とされており (Hughes, 1982, p.24)、会計方法については以下のように論じている。すなわち、のれんの価値を算定する最も適切で満足のいく方法は、購入代金を短期年金の原則に基づいて算定することであると考えている。もちろん、この方法は常に実用的であるとは限らないが、採用できる場合には、他のいかなる方法よりもはるかに望ましい。年金の額と、それが適用されるべき期間は、当然ながら状況によって異なる。商業的な事業では、比較的短期間で支払われる、比較的大きな金額を求める傾向があるであろう。専門職の事業では、期間を延長する傾向があるであろう。それぞれの事業にとって、3年や7年というのが公正な期間であろう。しかし、いずれの場合においても、支払いは、購入者が実際に得た利益の一定割合という性質を持つべきである。このようにして、利益の割合と返済期間が決定されたとすれば、売主は自らが売却したものの正当な価値をきっかりと得ることになり、購入者も同様に、その購入に対して公正な価格を支払うことになるであろう。この場合、その施設はリース契約であり、小売事業の帳簿にはのれんが計上され、その借方残高は、リース契約の終了日にその項目を消滅させるのに十分な額が、損益計算書から振替られて、毎年償却されていた (Harris, 1884, p.10)。

このように、Harris (1884)は、のれんの価値を算定する最も適切で満足のいく方法は、購入代金を短期年金の原則に基づいて算定することであると考えているとしたうえで、リー

ス業における事例において毎年定期的に償却していた事実を指摘している。これは、Harris (1884)が、のれんの規則的償却を容認していることを示唆している。

こうした Harris (1884)の論調に対して、More (1891)は、早期に償却することが望ましいことを強く主張している。これは、のれんの価値評価の問題について詳細を検討した実質的に最初の文献であるとされている (Hughes, 1982, p.26; Carsberg, 1966, pp.2-4)。そこでは、次のように論じられている。すなわち、対価が現金支払いの場合、その支払いは恒久的な資本投資であるかのように扱われてしまう大きな危険が伴う。本来であれば、そのような場合、支払いは資本による一時的な前払いと見なされるべきであり、可能な限り早期に収益から補填されなければならない。のれん、特に「市場性のあるのれん」と呼ばれる部分は、いつ消滅してもおかしくない項目である。したがって、利益が通常の事業利益の水準まで落ち込み、それによって対価が支払われたはずののれんが消滅する場合に備え、貸借対照表の反対側に頼ることのできる準備金がない限り、会社が「のれん」というこの無形資産に対して多額の金額を貸借対照表に計上し続けることは、非常に軽率かつ危険である (More, 1891, p.286)。

また、Matheson (1884)では、次のように論じられている。すなわち、ある事業が継続事業として買収され、のれんに対して特定の金額が支払われた場合も、同様の考慮事項が生じる。のれんは非常に現実的で重要な資産を形成しているため、資本勘定から消却してしまうと誤りとなるケースもある。たとえば、製造業者の名称、商標、またはブランドが長期間にわたって、あるいは広範に確立されており、定期的かつ収益性の高い事業の流れを確保しているような場合がこれにあたる (ibid., pp.23-24)。

のれんが存在する場合、その事業には、単なる建物と設備の集合体としては持ち得ない、ある種の生きた価値があることは明らかである。この特別な価値は必ず変動する。他の、あまり知られていない事業よりも良い価格で取引できるかもしれないし、景気の悪い時期に、他の工場が稼働していない時でも、この工場はかなり順調に稼働する可能性がある。ただし、このような好条件の永続性は、将来の多くの未知の偶発事象に左右されるため、その資本化された価値は控えめに計算されなければならない。のれんは、直接的に対価が支払われたかどうかにかかわらず、通常、事業の立ち上げにかかった過去の多くの費用を表している。この費用は、所有者によって、物質的な資産に該当しないとして慎重かつ賢明に消却されているかもしれないが、これはその恩恵を享受する新規参入者にとっては請求されるはずのものである (ibid., pp.68-69)¹。

同様に、Guthrie (1898)においても、早期償却が望ましいという主張が展開されている。

¹ なお、そのようなのれんが広告やその他の積極的な手段によって維持されてきた場合、その維持にかかった費用を適切に考慮に入れずにのれんの価値を算定してはならない (Matheson, 1884, p.70)と記されており、自己創設のれんを資産として計上すべきであると考えていたとみられる。

すなわち、のれんは、永続的なものではなく、のれんの価値は上下に変動するかもしれないが、経験によれば、永遠に存在するものではない (Guthrie, 1898, p.428)。その見積もり期間が10年であろうと100年であろうと、最終的な消滅に備えて、たとえわずかな額であっても何らかの準備がなされなければならない。のれんの取得に支払われた利益の年数は、我々にとってあまり大きな助けにならないことが多い。例えば、利益5年分でのれんが購入された場合、そののれんを次の5年間で償却することはできないのは明らかである。なぜなら、それははるかに長期にわたる利益のために取得された資産に関して、資本家や株主からその期間の全ての収益を奪うことになるからである。判断の問題としては、償却期間は、取得年数に対してどのような比率であるべきかという疑問が生じるであろう。この問いに答えることは難しく、この費用の要素については、場合に応じて、事業主または会社の経営陣の判断に委ねるものである。提示しうる方法は、超過利益が許す限りにおいて、当初のれん取得価格の算定根拠となった年間利益の半分に相当する額を、収益に対する費用として毎年積み立てることである (Guthrie, 1898, p.429)。

また、その他にも同様に、早期償却が望ましいと考える論者は多く、たとえば Bourne (1888)、Roby (1892)等がみられる。たとえば、Roby (1892, p.293)では、のれんの価値の変動性が主張されている。すなわち、偶発的な要因によってのれんの価値が高まることもあり、「のれんの購入は宝くじの購入のようなものだ」というものになるかもしれない。賞品を引き当てる勝者になるかもしれないし、より高い確率で、はずれくじを引くことになるかもしれない。また、Bourne (1888, p.604)は以下のように論じている。すなわち、成功している事業であれば、その金額を無理なく償却できるものであり、将来何が起こるか分からない以上、これは採用すべき賢明な方針である。

また、Densham (1898)においては、早期償却が望ましいとする見解について、以下のように紹介されている²。すなわち、のれんは、実体のない信頼できない財産であり、過大評価されることが多く、資本に対する利子がまず控除されるべきであるにもかかわらず、利益全体に基づいて評価されていることが多い。事業ののれんほど、その評価額が不確かな資産はない。実質的に存在しているのれんでさえ、数ヶ月で完全に消滅してしまう可能性がある。清算の際にはのれんは無価値となり、その結果、所有者には例えば1ポンドにつき10シリングしか支払われないという事態に終わるかもしれない。のれんは現金化しようとしてもその価値はなく、清算の際にはほぼ確実に現金化できないような資産であって、あらかじめ評価額を減じておくのが賢明である (ibid., p.570)。

このように、のれんの会計に関する議論が本格的に開始した1890年代においては、のれんの永続性に疑念が呈され、早期に償却することが望ましいとする考え方が多くみられて

² その他、Knight (1908, p.197)においても、のれんは不確実な価値を有し、最善策はそのような勘定を減価償却によって処理することであるとされ、短期間での早期償却が奨励されている。

いた。のれんに関する初期の著者たちは、株式会社形態ではなく、パートナーシップや個人事業形態の事業を前提とした議論を展開しており、それらの企業の売却や譲渡によって生じる数多くの法的問題を詳細に考察していた。英国・米国ともに、株式会社はまだ後年ほど相対的に重要な存在ではなかった。

2.2 1900年前後～1929年

1900年代に入ると、英国においては、Companies Act (1900)において、のれんに支払われた対価の額は株式発行時の目論見書に記載されなければならない、という規定が整備され、それによって、のれんの評価方法を明確化する必要性が生じることとなり、のれんに関する会計方法の議論が活発化することとなった (Dicksee and Tillyard, 1906, pp.vi,29)。1900年前後には、即時費用化や当期利益に対する早期償却は次第に支持を失い、のれんを資本から直接控除するという、緩和された静態的アプローチがより一般的になった (Ding et al., 2008, p.731)。

米国では、1900年代諸島から巨大トラストが実質的に経済界を支配するようになると、株式会社の問題がより重視されるようになった (Hughes, 1982, p.24)。資本不足を補うために貸借対照表にのれんを資産として計上する、資本の水増ししないし水割りの処理が問題となった。この実務は大企業の結合時に頻繁に行われており、そこで計上されるのれんと本来ののれんとの相違についての議論が巻き起こっていた (Wildman, 1913, p.146)。そうした時代の変化のなか、本来ののれんについては、資産計上したうえで償却する会計方法を望ましいとする議論が根強く残っており、1900年代以降においては、早期償却ではなく規則的償却を支持する議論が広く展開されるようになった。

この時期、規則的償却の会計方法を提唱し始めたのは、Hatfield (1909)である。そこでは次のように述べられている。のれんの永続性というこの考え方は、それを一定期間で終了する年金の購入として評価する理論と矛盾しているように思われる (Hatfield, 1909, p.116)。おそらく最も満足のいく解決策は、通常、のれんをその評価額算定の基礎となった年数に応じて償却することであろう。いずれにせよ、のれんは不確実な資産であり、また、固定資産に対する減価償却でさえ、法的には行う必要がないものの、保守主義の観点から正当化されるからである。ただし、のれんの評価が誤っており、簿価に見合う価値がないことが明らかである場合、の最善策は Dicksee が提唱した方法、すなわち利益に対する費用としてではなく、資本の控除により価値の低下を相殺することである (Hatfield, 1909, p.117)。

このように Hatfield は、のれんの規則的償却を支持しているものの、その理由として、保守主義の考え方を提示している。この点は、1930年以降に定着する原価主義会計において提示される規則的償却の論拠とは異なるものである。また、Hatfield は、のれんの価値が損なわれたときには、下落した価値については費用として計上するのではなく、資本の控除として計上することを提案しており、その点でも支払われた対価としての原価を費用と考え

る原価主義会計の考え方とは異なるものと言える。

これに対し、Leake (1914, 1921)は償却処理の正当性を別の視点から説明し、これにより償却処理は広く提唱されることとなった。そこでは、のれんは将来の超過利益の現在価値であって、超過利益とは収益や価値増加、その他の優位性がそのための経済的支出を上回る額である(Leake, 1914, p.81; Leake, 1921, p.19)としたうえで、償却を要するものとしている³。償却を求める理由は、以下の点にある。

無形固定資産の価値の永続性については、経済法則の作用により、超利益は永久に存在し得ないことは明らかである。超過利益が永続性を有さない理由のひとつは、競争の存在である。商業上の競争は普遍的なものであり、あらゆる種類の超過利潤がどこで発生しようとも、その分け前を確保しようと絶えずせめぎ合っている。ある事業が超過利潤を上げているときはいつでも、必ず模倣者を引きつける傾向にあり、最終的には、投下資本に対する正常リターンを超えない利益率にまで収益性が低下し、平準化されることになる。超過利益が永続性を有さないもう一つの理由は、新発明を含むあらゆる状況の変化により、商品またはサービスに対する需要がいつでも減退または停止する可能性があるからである。したがって、一般に受け入れられている経済学的根拠からすれば、超過利益は決して永続的な性質を持つものとして扱ってはならない。のれんは、未知ではあるが有限の期間にわたり存続する性質を有するものであり、のれんの価値は永続的ではない(Leake, 1914, pp.83-84; Leake, 1921, p.26)。商業的な超過利益が永続的に生じるはずがないことは明らかである(Leake, 1921, p.81)

仮に、現時点ののれんの価値が、購入日に存在したのれんの価値を下回らないとしても、当初存在したのれんの原価の一部はすでに消滅しているため、その原価を段階的に消却することが同様に必要である。その原価の一部が消滅したかどうかという点に疑問の余地はなく、唯一の問題は、消滅した割合がどれほどかという点である。のれんの購入に投じられた資本的支出は、事業の利益が増加しているか減少しているかにかかわらず、年々減価していくことは避けられない(*ibid.*, 1921, p.77)。多額の余剰利益を上げている繁盛企業ののれんについては、10年前や20年前に購入したときと何ら変わらない価値を有している、として、のれんの償却に反対する意見もあるが、のれんを償却しなければならない理由は、現在ののれんは、10年前や20年前に購入したのれんとは異なるものだからである(*ibid.*, p.78)。

このように、Leake (1914, 1921)においては、のれんの規則的償却の根拠として次の2点があげられている。第一に、のれんの価値は永続的なものではなく、消滅するものであること、第二に、現時点ののれんと取得時における買入のれんは異なるものであって、取得時における買入のれんは時間とともに消滅していること、という点である⁴。

³ ただし、償却額は費用ではなく配当分配後の利益に賦課する方法が提唱されており、配当後の利益の水準が低い場合には償却は不要であるとされている(Leake, 1921, pp.82-89)。

⁴ Leake が提示した規則的償却の論拠は、前述した通り、ASBJによる企業会計基準第21

こうした Leake (1914, 1921)の論述と同様に、Yang (1927)においても、規則的償却が望ましいという主張が展開されている。すなわち、機械や設備のような固定資産を購入する場合、通常は事前にその資産の耐用年数を見積もり、購入対価をその年数に配分して費用と効率を比較する。そうすることで、その購入が妥当であるかを判断するのである。無形資産の場合も、同様の手続きを踏むのが妥当である。購入者は、購入価格を見積もる際に、超過利益が生じると予想される年数を割り出す。これに反する明確な証拠がない限り、評価時の購入者の判断は正しいとみなされなければならない、その後の期間を通じてそうみなされるべきである。個々の状況において、ある期間から別の期間への収益に影響を与える原因を正確に分析することはほとんど不可能である。実際的な提案としては、減価償却における取得原価主義を一貫して使用するのであれば、重大な誤りは生じないと言える (ibid., pp.196-197)。

元の所有者によってどのような方法で優れた収益力が創出されたにせよ、そのような優れた収益の購入者は、その特権を享受するために実際に費用を負担し、または投資を行ったのである。言い換えれば、無形財産は売り手にとっては利益であるが、買い手にとっては、売り手によって創造された利益生産能力を確保できるようにするため、その支払額は自分の犠牲を意味し、あるいは自分が満たさなければならない条件を意味する。会計上、費用または原価は金銭的な概念であり、その支払は超過収益を実現する機会のためであるという事実は、異なる取り扱いを正当化するものではない。無形資産への対価は、購入者が現在の収益を生み出すために事業を開始した場合に必要なであろう費用で構成されることが多いであろう (ibid., p.208)。

このように、Yang (1927)においては、無形資産についても固定資産の減価償却と同様に規則的償却を行う必要があること、耐用年数の見積もり等の予測には不確実性が伴うが、それは無形資産と固定資産で同様であり、減価償却と同様の手続きを適用することにより実際上の問題は生じないと考えられること、と述べられている。また、無形資産の対価はあくまでも取得原価という特徴を有するとし、費用または原価は金銭的な概念であって、超過収益を実現する機会のための支出であるという事実は、異なる取り扱いを正当化するものではない、と主張されている。

その他、Stockwell (1912, p.111)においても同様に、買入のれんは、帳簿残高がなくなるまで毎年償却されるべきであると述べられている。また、Roth (1929, p.104)は次のように述べている。すなわち、保守的な経営方針は、そのために前もって支払われた超過収益が実現するに依じて、それを償却することを求めるだろう。そのような処理は、購入されて対価が支払われたのれんを前払費用とみなし、減価償却のように事業の費用として、あるいは真の配当支払のように純利益または剰余金勘定に対する費用として、徐々に償却していくことになるであろう⁵。

号に記されている論拠 (ASBJ 2008, para.105)とほぼ同一である。

⁵ また、Canning (1929, pp.43-44)は、次のように指摘している。すなわち、典型的には、

2.3 1930年代～1970年代

1930年代には、不況下で形成された保守的な態度が、会計における純資産の決定から期間純利益の測定への明確な移行と結びつき、その結果として、継続企業の購入時に資産に対して支払われた金額のみがのれんとして計上されることが会計処理で認められるようになり、のれんの原価基準が確立した (Hughes 1982, p.201)。取得原価会計については、Scott and O'Brien (2020, p.3)においても同様に、次のように指摘してされている。すなわち、1920年代の会計慣行で批判を受けたのは、価値評価を行うことで設備資産の価額が過大に計上され、その価値が1929年に暴落したことであった。大恐慌の結果、会計専門家が学んだ主要な教訓は、価値はつかの間のものであるということであり、その結果、完了した取引に基づく取得原価会計が強化された。

Ding et al. (2008)によれば、1940年から1970年の期間においては、米国では3つの主要な現象が見られた。第1に、持分控除法を望ましいとする学説と実務が衰退したこと、第2に、動的な学説と実務がそれにとって代わり始めたこと、第3に、のれんが利益に影響を与えないことを望む学説や実務に対する抵抗が依然として存在した。学説上における持分控除法の衰退は少なくとも1945年頃から1970年にかけて明らかである。当時の会計文献の主要な著者は高名なPatonであった。彼らは動的アプローチに賛成し、持分控除法には反対していた。彼の反対者は、Catlett and Olson (1968)やSpacek (1973)といった、しばしば実務家である小規模な著者たちだけであった (Ding et al., 2008, p.735)。

以下ではまず、規則的償却に対して、肯定的見解を提示したPaton、Littleton、Walker等の議論を整理する。そののち、規則的償却に対して否定的見解を提示したCatlett、Olson、Spacek等による議論を整理する。

(1)米国の会計基準における規則的償却の論拠

ここまで概観したように、1929年の世界大恐慌後の、取得原価会計への定着とともに、1940年代以降においては、Paton and Littleton (1940)やPaton (1941)をはじめとする規則的償却は広く支持されるようになった。その傾向は会計基準においてもみられるようになり、1944年に、American Institute of Accountants(米国会計士協会 AIA)から公表された

こうした勘定は比較的短期間で償却される。これは、支出の原因となった条件が明らかに継続しているにもかかわらず行われるのである。会計士たちは、将来にわたって得られる明確に分離可能なサービスの集合を表さない項目を排除しようとする傾向が強く、信頼性ある評価が可能な将来の分離可能なサービスのすべてを慎重にリストアップしようとする努力しているのである

Accounting Research Bulletins (会計研究公報 ARB) 第 24 号では、のれんの会計方法について次のように規定されている⁶。

無形資産は、タイプ(a)と(b)に分類されたうえで、会計処理が規定されている。タイプ(a)は、法律や規則、契約、無形資産の性質によって存続期間が明確である(たとえば確定した存続期間をもつ、特許権、著作権、リース、ライセンス、フランチャイズ、及び明確な期間を証拠づけられるのれん)である。タイプ(b)は、存続期間が明確ではないもの(たとえば、一般的なのれん、継続価値、商標権、工程上の秘密、寄付者一覧、永久フランチャイズ、創業費用)である (ARB 24, p.195)。

タイプ(a)の無形資産の原価は、耐用年数が有限である他の資産の場合と同様に、便益が得られる期間にわたり、規則的に償却され、損益計算書において費用計上されるべきである。タイプ(b)の無形資産の原価は、その存続期間が有限になる時点または価値の滅失時点まで、原価で繰り越す。前者の場合、その原価は見積残存耐用年数にわたり損益計算書へ規則的に償却されなければならない。ただし、その償却が損益計算書を歪める結果となる場合は、利益剰余金からの控除によって部分的な消却を行うことができ、原価の残額は残存耐用年数にわたって償却することができる (ibid., p.196)。

1953 年には、会計研究公報 ARB 第 43 号が AIA により公表され、後述する持分控除法の取り扱い以外については、ARB24 とほぼ同様の内容が踏襲された。ただし、以下の 2 つの点については相違している。

第 1 に、規則的償却⁷については、次のように会社の裁量の範囲内であることが明記された。すなわち、タイプ(b)の無形資産が企業の存続期間全体にわたって価値を持ち続けられない可能性があると判断した場合、それがタイプ(a)になったことを示すような限定された存在期間や価値の損失の兆候が現在なく、またその価値を維持するための支出が行われているという事実にもかかわらず、収益に対する体系的な費用計上によって当該無形資産の取得原価を償却することができる。このような償却は、会社の裁量の範囲内であり、義務的なものと見なされるべきではない (ARB43, Chap.5, para.7)。

第 2 に、原価での繰り越しについては、ARB43 の方が ARB24 よりも明確に規定されている。規則的に償却されない場合、無形資産は、その滅失の事実または耐用年数が有限であ

⁶ のれんの会計処理に関する最初の会計基準は、1917 年に AIA から公表された、アメリカにおける最初の会計規制である Uniform Accounting における規定であり、そこでは持分控除法がのれんの会計方法として提示されている (AIA1917, p.433)。持分控除法については、後述する。

⁷ 規則的償却については次のように規定されている。タイプ(b)の無形資産の存在期間が有限になったこと、したがってそれがタイプ(a)の無形資産に転換したことが合理的に明らかになった場合、その取得原価は、見積もられた残存耐用年数にわたり、損益計算書への規則的な費用計上によって償却されるべきである (ARB 43, Chap.5, para.6)。

る事象が判明するまで、取得原価で計上されるべきである (ibid., Chap.5, para.9) と規定されている。

なお、こうした ARB43 の規定については、後に公表された APB 17 (paras.14,16) において、次のように批判されている。すなわち、ARB43 で代替的な会計処理が認められていたことから、当時の会計処理はしばしば批判されてきた。買入のれんの金額を可能な限り速やかに減額すべく、任意の短い期間に償却したり、あるいは価値の喪失が明らかになってはじめて大きな金額を単一の会計期間に計上したりといった処理が認められている。償却期間を任意に選択できることにより、純利益の過少表示とその後の純利益の過大表示が可能となる。取得原価のまま繰り越す方法は、価値喪失の認識前における純利益の過大表示と認識期時点の純利益の過少表示をもたらすと批判されている。存続年数が明確であるかまたは合理的に決定しうる無形資産は、その存続期間に規則的に償却される。見解の相違は、存続年数を合理的に見積もることのできない無形資産、たとえばのれんや商標権の場合の取扱いに集中している。

1970 年には、Opinions of Accounting Principles Board (APB 17: Intangible Assets) が American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) により公表され、買入のれんは資産として取得価額で計上し、効果の及ぶ期間 (40 年以内) にわたり規則的に償却しなければならない (ibid., para.9) として、規則的償却が求められることとなった⁸。

APB17 においては、規則的償却が原則的な処理として規定される理由について、次のように述べられている。すなわち、取得原価会計においては、繰延費用として表される資産はすべて基本的に同じである。それらは、支出または所有者の拠出から生じ、将来の期間に発生する収益の増加または費用の減少が見込まれるものである。資産を、それが関連すると予想される収益または期間と関連付けることは、期間利益の測定においても資産の会計処理においても、取得原価会計の基本的な問題である。基本的な会計処理は、その資産が、建物であるか設備であるか、有形か無形かに依存しない。したがって、取得原価主義会計においては、のれんの取得原価は、土地、建物、設備の取得原価と基本的に同じである。資産の取得原価を株主資本から取得時に控除することは、費用を収益に対応させないことになる (ibid., para.21)。

固定資産の取得後の原価の会計処理は、通常、その見積耐用年数によって決まる。土地のような永久に存続する資産の取得原価は、償却せずに資産として繰り越され、耐用年数が有限である資産の取得原価は、規則的に償却される。のれんや類似の無形資産は、どちらの分類にも明確に当てはまらない。その耐用年数は無限でも特別に限定されているわけでもな

⁸ その後、2001 年に Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.141 (Business Combinations), No.142 (Goodwill and Other Intangible Assets) が Financial Accounting Standards Board (FASB) により制定されるまで、30 年間にわたり、APBO17 の規定が適用されることとなった

く、不確定である。従って、現在の実務の基礎となる原則は、類似のタイプの資産の会計原則に準拠しているが、その適用により代替的な処理が行われている。のれんや類似の無形資産の耐用年数や価値減失の証拠がないにもかかわらず、恣意的にのれんの原価を償却することは、費用や減損を早期に認識することになるかもしれないが、その一方で、損失が明らかになるまで原価の償却を遅らせることは、その事実の後に損失が計上されることになるかもしれない (ibid., para.22)⁹。ある時点における無形資産の価値は、いずれ消滅するものであり、無形資産の取得原価は、効果の及ぶ期間にわたって、規則的に償却し費用として計上されるべきである。償却期間は、関連する要素から決定されるべきであり、償却期間は、40年を超えてはならない (ibid., paras.27,29)。

このように、APB 17は、買入のれんを資産として計上する論拠を、取得原価会計における他の資産の取得原価との整合性に求めている点に特徴がある。Catlett and Olson (1968, ARS 10)等において挙げられている、持分控除法の論拠が、買入のれんの会計処理と自己創設のれんのそれとの整合性を重視している点と対照的であると言えよう。

(2) 償却処理に対する肯定的見解

この年代における、規則的償却を支持する論者の代表としては、Paton and Littleton (1940)が挙げられる。そこでは以下のように論じられている。すなわち、継続企業の購入価格に含まれるのれんの原価は、本質的には、推定される超過収益力の割引価値であり、有形資産から生み出される正常利益を上回る超過収益力を意味している。したがって、取得のれんは、将来に実現すると期待される利益の一部の事前認識を意味している。したがって、前払いされていない収益を測定できるようにするためには、のれんに支出された額は、支払額の計算の基礎となった期間にわたって、収益に対する控除額として計上されるべきである (Paton and Littleton, 1940, p.92)。

この結論については、経済的な歴史上、例外的な超過収益力が無限に続くことはないという事実によって裏付けられている。予想される超過収益への投資は、数年以内に回収可能な一時的な投資と解釈されるべきである。予想された期間を超えて高い利益水準が持続する場合であっても、当初の計算に基づいてのれんを償却することは正当化される。なぜなら、

⁹ このジレンマの解決策は、最小償却期間と最大償却期間を設定することであるが、償却処理は、無形資産の中にはほぼ無限に存続するように見えるものもあるが、永遠に存続する無形資産は、もしあったとしても、極めて少ないという観察から導かれるものである。耐用年数が確定できないのれんのその他の無形資産の原価を長期にわたって配分することが必要なのは、将来のある時点で価値がゼロになることが避けられないからである。価値がゼロになる日は不確定であるため、耐用年数は、会計上、ある時点かある時間の範囲内で、人為的に必ず設定されなければならない (APB 17, para.23)。

その後の収益力が、事業取得時に存在していた要因や条件によるものであることを証明する方法はなく、当初の予測を上回る成功が、のれんの額に含まれていなかった新たな展開によるものであると考える方が容易であり、おそらくより合理的であるからである (ibid., p.93)。

同様に、Paton (1941) では次のように論じられている。すなわち、将来の収益に貢献すると考えられる費用を繰延費用として計上することが現実的でないという事実だけでは、価値が消滅しつつある費用を償却しないことの十分な正当化には到底ならない (Paton, 1941, p.409)。その定期的な費用は、損失として解釈することが明らかに妥当といえる状況を除き、収益からの控除として扱われるべきである (ibid., p.410)。無形資産の存在は収益力に依存するため、収入水準が当初の購入または評価時に暗黙的に含まれていた水準を下回らない限り、のれん代またはのれん価値は帳簿上に変更なく維持されるべきであるとの見解が時折示される。この立場は、無形資産の価値を決定する際の一般的な仮定と矛盾するため、問題がある。取得時ののれん額を、終了可能な一連の特別収入の現在価値と捉える場合、その資産は、そのような収入が実現される期間にわたって収益に対して償却されるべきであると考えられる (ibid., p.435)。

このように、Paton and Littleton (1940)や Paton (1941)では、次のように述べて、取得のれんの償却を支持している。すなわち、第一に、取得のれんを超過収益力としてとらえ、第二に、超過収益力は消滅するものであることから、第三に、取得のれんの額を計算する基礎となった期間に渡って、企業買収後に生じる実際の収益と対応させて費用計上すべきである。このうち第二の点については、超過収益力が維持しているとみられる場合とは、企業結合後に発生した別の要因が理由であるとして、取得のれんと企業結合後に生じた自己創設のれんを区別すべきであることも指摘されている。

こうした Paton らにより示された議論と同様に、Walker (1938, 1953)においても、規則的償却の論拠について詳細に論じられている。のれんの償却費とは、営業費用としての性格を持つ、無形固定資産の費用である。つまり、そのような費用は第一段階では無形固定資産であり、第二段階は営業費用になる、ということである。それゆえ、購入されたのれんが償却される際には、「償却費」はその期間の損益計算書に営業費用として表示されるべきである (Walker 1938, p.181)。

取得のれんの費用は、その年度または数年にわたる企業の収益性に関係なく、計画的に償却すべきである。のれんが勘定に計上された時点で、のれんの償却期間を決定し、その期間にわたって毎年費用計上すべきである。償却の方法や計画は、有形固定資産の減価償却と同様に、科学的または客観的なものとなりうる (Walker, 1953, pp.212-213)。取得のれんを規則的に償却し、営業費用として計上する方法が、のれんの定義、意味ならびに会計の機能と整合する唯一の方法である。のれんの費用は、機械や家賃といった費用が収益を得るための費用であるのと同じ意味を有する。年度の償却費は、他の営業費用と同様に、その期の収益に対応させるべきである (ibid., p.215)。

取得のれんの規則的償却が支持される理由は、費用収益の対応という会計の基本的機能にしたがい、取得のれんの額は、実際に受け取った収益に対して収益を得るための費用を対応させる手段として償却されるべきであるという点にある。機械等のすべての購入は、より大きな利益の獲得のために行われる。これらの購入費用は、各費用は該当する収益の流れの一部と対応させられる。その対応については、資産のその後の価値の変化は考慮されない (ibid., p.213)。のれんの償却に関する大部分の混乱の原因は、「価値」という言葉に端を発している。会計は評価の過程ではなく、のれんの現在価値が変化したか、あるいは変化していないかという理論に基づいて、のれんの処理に関する結論を導こうとしている。減価償却は現在価値を示すことを目的として計上されるのではなく、資産の耐用年数にわたってその資産の原価を配分する手段として行われる。のれんの償却も同様の性質を有する。当該年度に建物やのれんの価値が上昇したかどうかは問題ではない (ibid., pp.213-214)。

また、のれんがどの程度存在し、どの程度減価したかを正確に決定することは不可能であるため、のれんの償却について科学的方法はないという考え方もある。のれんの購入価格が、将来の期待値の推定に基づくものであることは容易に認められる。しかし、建物、広告、設備、その他購入されるすべての品目についても同じことが言える。同様に、費用と収益の対応はすべて見積りに基づいている。違いがあるとしても、それは程度の差によるものであり、全く別個のものであるわけではない (ibid., p.214)。そもそも、のれんが永久に存在し続けることはありえず、経済活動において、恒久的に超過収益が存在することはありえない。取得のれんは時として非常に早く効力を失う。経営者は、常にのれんの維持または増加を目的とした支出を行わなければならない。失効する取得のれんの費用と、のれんの維持を目的として後に支出された費用は、最終的には収益と対応させなければならない。これは、建物の取得原価と修繕維持費が、ある期間の収益に対応させられることと同じである (ibid., p.214)。

このように、Walker (1938, 1953) が提示した規則的償却の論拠は、上述の Paton and Littleton (1940) と類似していると言える。そこで示された論拠は以下の通りである。すなわち、取得のれんに支払った額は、機械や家賃が収益を得るためのコストであることと同じ意味で、収入を得るためのコストであって、その償却費については、他の費用と同じように、その年の収益に対応させるべきである。のれんの規則的償却は、有形固定資産の減価償却と同じように合理的なものでありうる。減価償却は、現在価値を示すためのものではなく、資産の減価をその見積耐用年数にわたって配分する手段であり、のれんの償却も同じ性質を有する。

また、Wyatt (1963, ARS 5) においても、規則的償却について肯定的に論じられている。企業結合は、基本的に独立当事者間の交換取引であり、他の交換取引と同様の方法で会計処理されるべきである。取得資産の公正価値が帳簿価格を上回る場合は、以下の方法で計上すべきである (ibid., pp.105-106)。

- a. 有形資産または特定の無形資産に配分される分は、適切な耐用年数にわたって償却されるべきである。

- b. のれんに帰属する部分のうち、価値が有限である部分は、予想耐用年数にわたって償却すべきである。
- c. のれんに帰属する部分のうち、耐用年数が限定されていないと思われるものは、価値が減損したという証拠が存在するまで、将来の期間に繰り越すべきである。

取得した資産の帳簿価額に対する、支払対価の公正価値の超過額の適切な処理に関する結論を要約すれば以下の通りである。(1)超過額のうち、有形資産またはのれん以外の特定の無形資産に帰属する部分は、適切な耐用年数にわたって償却されるべきである。(2)限定的な価値しか持たないと思われるのれんに帰属する部分は、予想される限定された存続期間にわたって償却されるべきである。(3)限定的な存続期間を持たないと思われるのれんに帰属する部分は、価値が減損したという証拠が存在するまで、将来の期間に繰り延べられるべきである (ibid., p.98)。

その他にも、規則的償却を支持する論拠は以下のような論者により展開されている。たとえば、Emery (1951, pp.565-566)は次のように論じている。すなわち、純粋な理論の観点からは、購入したのれんは、たとえ無形の価値が買収時と同等かそれ以上に存在し続けている場合であっても、体系的に償却されるべきである。存続企業ののれんの購入者は、買収時にその事業に付随する無形の価値によって享受するであろう超過利益に対して対価を支払うが、購入した価値を置き換えるために彼自身が新しい無形の価値を創造しない限り、その超過利益が永続することを期待することはできない。

また、Nelson (1953)は、モメンタム理論という考え方を提示して、次のように論じている。モメンタム理論とは、経営者が購入するのは年金(継続的な超過利益)ではなく、事業を促進する推進力であり、それは運動量(モメンタム)のようにやがて消散していくという仮説である。資産が永続的に存在するという仮定は、控えめに言っても、非常にリスクが高い。その投資は、モメンタムの推定持続期間、すなわち、その推進力が便益をもたらし続ける期間にわたって、収益に対して費用として計上されるべきである(ibid., pp.491-492)。購入者は、モメンタム(勢い)が消失した後においても購入のれんの投資額を償却せずに計上することになる。ただし、購入者がそれを置き換えるための新たなモメンタムを築いた場合に限る。簿価は既に消費された購入したモメンタムを表しているわけではなく、自己創設のれんを計上していることになる (ibid., p.493)。のれんに支払われたキャッシュは、工場や設備に費やされたキャッシュと同様のものであり、したがって、購入資産の貸借対照表上での表示は、それに応じて適切に計上されるべきである(ibid., p.492)。

同様に、Meigs and Johnson (1962, p.424)は次のように論じている。のれんのコストは通常、購入日から4~5年間の超過利益を得るために支払われた対価を表し、のれん勘定はその同じ期間の収益に対して償却されるべきである。この処理は、費用収益対応の一般原則と一致している。会計思考の現在の傾向は、のれんの処理を他の有形及び無形固定資産の処理と一致させること、すなわち、便益が期待される年月にわたってそのコストを償却することである。のれんを購入した企業が営業損失の期間に遭遇した場合、のれんは直ちに帳簿から

償却することが正当化されうる。貸借対照表に無形資産を計上することは、将来の期間においてそのような資産から便益が確実に得られると信じるに足る十分な理由がある場合にのみ正当化される。のれんの存在は、期待される超過収益を前提としている。そのような収益が実現しなかった場合、それはのれんがもはや存在しないことを示す。

また、Hylton (1964, p.30)は次のように論じている。すなわち、関連する収益と費用を対応させるという会計慣行は、これらの費用、そしてこれらの費用のみが損益計算書に示されることを要求している。有形資産の価値の増加は、収益力を得るためのコストです。のれんのために支払われた金額についても全く同様である。購入したのれんを消却すべき期間については、確かに難しい問題である。のれんの無形性かつ変動性の高い性質から、比較的短い消却期間が賢明と思われる。理想的には、購入したのれんが増加した収益に貢献する期間にわたって消却されるべきである。

(3) 償却に対する否定的見解

ここまで概観したように、この年代においては、多くの論者が規則的償却に対して肯定的な見解を呈しているのに対し、規則的償却について批判的な議論を展開する議論もわずかながら存在している (Ding et al., 2008, p.735)。

たとえば、Catlett and Olson (1971)は次のように論じている。のれんの会計処理の一つの選択肢において生じる償却費用は、損益計算書から控除される項目である。償却は、ある期間の収益に合理的に関連づけることも、他の方法により特定の期間に合理的に関連づけることもできない (ibid., p.91)。購入したのれんの償却費を利益の算定に含めることは、その利益を生み出すために消費された資源のコストを表すことにならない。のれんは利益、あるいは利益への期待から生じるものであり、その償却は利益が測定しようとしている価値に影響を与える可能性があるため、のれんの償却は不適切な循環効果をもたらす (ibid, p.112)。

また、Spacek (1964, p.39)も規則的償却に対して批判的な見解を提示している。のれんを利益に対して償却することは適切ではないと考える。損益計算書は、のれんの償却費用のような、事業とは全く関係のない項目によって歪められていない、事業からの利益を示すべきである。そうすることで投資家は、将来の利益について常に変化する見解を抱くことになる。損益計算書がこのように見られるとき、収益力獲得のためのコストを損益計算書に計上することは誤った記述となり、洗練されていない利用者たちをおそらく誤解させることになる。

同様に、Burton (1970)においても、償却に対して否定的な議論が展開されている¹⁰。のれんは、将来の収益の結果であって、その原因ではないため、財務諸表の他の資産とは根本的

¹⁰ この議論は、FASB (1976)において、Burton の提案として紹介されている (FASB1976, paras.181-183,208-209)。

に異なる。したがって、のれんは資産として扱うべきではなく、損益計算書に償却費用を計上すべきではない。会計の基本的な考え方である対応原則とは、費用は収益を生み出すために発生するものであって、利益を決定するために収益と対応させるべきであるという前提に基づいている。しかし、株主が購入したのれんは、利益の流列には影響を与えない。収益を生み出すのは、購入した資産の運用である。したがって、のれんを収益に対する費用として償却することは、営業実態を歪め、企業活動の経済的結果を不明瞭とすることになる (ibid., 1970, p.88)。のれんは、貸借対照表において他の営業資産とは区別して、「企業結合により取得した将来の収益力の原価」として計上し、「企業結合により取得した将来の収益力を表す持分」という新しい所有者持分勘定を設けるべきである。企業結合後に、資産及び関連する持分勘定の金額は、被買収企業の利益に対する割合に基づき、数年にわたり徐々に減額する (ibid., p.89)。

また、Eiteman (1971)も規則的償却に対して否定的な見解を述べている。のれんは、存続期間が不確定であり、それゆえ単一期間またはそれ以上の期間にわたる費用を算定する合理的な根拠が存在しない。のれんのコストは、超過収益力を期待して支払われるものであり、その収益を生み出す過程で「消費」される費用ではない (ibid., p.48)。買収後、広告宣伝費等に莫大な資金が投入される。これらの費用は、収益を生み出す要因としての投資の価値を維持または向上させ、超過利益のフローを維持またはさらに増加させるためである。論理的に、識別不能な無形資産への投資の当初コストは、その投資の収益獲得力が永久的に減損するまで、償却して費用計上したり、特別損失として処理したりすべきではない (ibid., p.49)。

2.4 1980年代以降

(1) 英国基準及びIAS等における規則的償却

① 英国の会計基準における償却の考え方

前節までで確認した通り、米国においては、1970年代までに規則的償却の考え方が広まり、会計基準においても規則的償却が強制されるようになった。こうした流れを受けて、長らく持分控除法が適用されてきた英国においても、1984年に Statement of Standard Accounting Practice (SSAP) No.22 が、英国勅許会計士協会 (The Institute of Chartered Accountants in England and Wales) から公表され、規則的償却が認められることとなった。SSAP22では、準備金に対する即時消却を原則的処理として規定しているが、正ののれんを資産として計上し、その経済的耐用年数にわたって損益を通じて償却することも認められている (ibid., para.10)。購入のれんは、その経済的耐用年数にわたり、規則的な基準で損益計算書を通じて償却することにより、または通常業務の利益もしくは損失を算定する際に

償却することにより、会計から消去することができる。(ibid. para.34)。ただし、買入のれんは、会社またはグループの貸借対照表に、永久項目として計上してはならない (ibid. para.31)。

その後、英国では1997年にFinancial Reporting Standard (FRS) No.10が会計基準審議会 Accounting Standards Board (ASB) から公表され、買入のれんを資産として計上することが規定されるとともに、自己創設のれんは資産として計上すべきではないことが明記された (FRS10, paras.7-8)。買入のれんは、経済的耐用年数が有限である場合には規則的償却を行うことが求められるが¹¹、経済的耐用年数が不確定である場合には償却すべきではない。規則的償却を行う場合の経済的耐用年数は20年を超えない年数であり、それは反証可能な仮定が存在する (ibid., paras.15-19) ¹²。

ここでは、規則的償却の論拠について、次のように述べられている。すなわち、買入のれんの資産計上が求められる理由は次の通りである。すなわち、買収に伴って生じるのれんは、資産でもなければ、即時の価値喪失でもなく、取得企業の財務諸表において資産として示される投資の原価と、連結財務諸表における被取得資産及び負債に帰属する価値との間の架け橋を形成するものである。買入のれんは、それ自体は資産ではないが、株主資本から控除するのではなく、報告企業の資産に含める。のれんはより広い意味の資産ないし投資の一部であって、経営陣が説明責任を負う対象である (ibid., Summary b)。

のれんは、取得企業の財務諸表における被取得会社の価値と、連結財務諸表におけるその正味の識別可能資産の価値との架け橋である、という見方を反映するなら、買入のれんの経済的耐用年数は、被取得会社の価値がその識別可能な資産及び負債の価値を上回ると予想される期間と定義される。買入のれん及び無形資産の経済的耐用年数は限定的であり取得時から20年を超えないという反証可能な推定が存在する。経済的耐用年数が限定的であるとみなされる場合には、その耐用年数にわたって償却しなければならない。一方、経済的耐用年数が不確定であるとみなされる場合には、償却すべきではない (ibid., Summary f-h)。

¹¹ 償却方法については、のれんの減耗について予想されるパターンを反映するように選択されなければならないが、他の方法がより適切であると証明されなければ、定額法を選択しなければならない (FRS10, par.30)。

¹² 買入のれんの経済的耐用年数は20年が限度であるという反証可能な仮定が存在するが、その仮定が反証された場合には、20年を超える償却期間も認められている (FRS10, para.19)。ただし、英国会社法では規則的償却が要求されている。そのため、非償却とする場合には、「真実かつ公正な概観(true and fair view)」を提供するという目的のために、その要求からの乖離が必要であることを説明しなければならない (FRS10, par.18)。また、償却期間が20年以下の場合には、初年度及び以降の現存の兆候がある年度に減損テストを行い (ibid., para.34)、償却期間が20年を超える場合または非償却の場合には、毎年度に減損テストを行わなければならない (ibid., para.37)。

このように、FRS10 が、買入のれんの資産計上と規則的償却を求めた理由は、のれんを架け橋、すなわち被取得会社の価値とその正味識別可能資産の価値との架け橋 (bridge) ととらえたことにある。このような性質を有するのれんについては、広い意味の資産ないし投資の一部として経営者が説明責任を負う対象であるため、それ自体は資産ではないが、株主資本から控除するのではなく、報告企業の資産に含めることとした。そのうえで、耐用年数が存在するのであれば、買入のれんはその期間内に償却しなければならないというわけである。FRS10 では、経営者の責任という観点から買入のれんの資産性を認めているが、この議論は、Catlett and Olson や Spacek 等が主張している、のれんは経営者の責任対象となる資産を減少させるものである、という主張とは真っ向から対立する。さらに、FRS 10 で示されている規則的償却の論拠は、Paton Littleton (1940)のいう、取得原価の配分と収益との対応という考え方とも異なるものと言える。

② IAS 及び EC 指令における償却の考え方

同時期の International Accounting Standard (IAS)については、上述した英国の基準とほぼ同一であり、1983年に International Accounting Standards Committee (IASC)から公表された International Accounting Standard (IAS) No.22 では次のように規定されている。取得原価と取得した識別可能純資産の公正価値との差額は、(a)収益における認識、または(b)所有者持分から即時控除、のいずれかの方法で処理されなければならない (IAS 22, para.40)。パラグラフ 40(a)の方針が採用される場合、取得原価が、取得した純特定可能資産の公正価値を超える超過額は、取得により生じたのれんとして連結財務諸表に資産として認識し、その耐用年数にわたって規則的に償却しなければならない。取得により生じたのれんが、将来の収益によって裏付けられないことが判明した場合は、いつでも、必要な範囲で直ちに費用として処理されなければならない (ibid., para.41)。取得時に生じるのれんを連結財務諸表において資産として認識する場合、それが将来の収益を見越して行われた支払いを表すものであると考え、その耐用年数にわたり収益に対して規則的に償却されるべき資産として扱うのが適切である (ibid., para.20)。

その後、1993年にIAS22が改訂され、取得のれんは資産計上したうえで規則的償却が求められることになり、持分控除法に関する記述は削除された。取得のれんは、資産として認識し (IAS22 rev. 1993, para.40)、耐用年数にわたって費用として認識することにより償却すべきである。のれんを償却する際には、直線法を採用すべきであるが、状況に応じて他の償却方法が適切である場合を除く。償却期間は、5年間以内とし、ただし取得日から20年を超えない期間が正当化される場合を除く (ibid., para.42)。のれんについては、シナジーまたは別個に認識できない資産から生じる将来の経済的利益を表すため、その有用寿命を推定することは通常困難である。この基準では、のれんは通常、5年を超える有用寿命を有しないという前提を置いている (ibid., para.45)。

取得時の会計処理において、取得時ののれんが取得者に流入すると期待される将来の経済的利益を反映していない場合がある。このような場合、のれんは減損処理され、費用として即時認識される。のれんの未償却残高は毎期末に見直し、将来の経済的利益から回収可能でなくなった部分については、直ちに費用として認識する必要がある (ibid., paras.46,47)。のれんの価値の減損については、経済情勢の悪化、競争環境の変化、または法的規制上、または契約上の手続等の要因により生じることがある。これらは、被取得企業の事業から生じている、または合理的に見込まれるキャッシュ・フローの減少により示されることがあり、このような場合には、のれんの帳簿価額は減損の対象となり、費用として認識される (ibid., para.48)。

規則的償却に関する論拠については、次のように述べられている。すなわち、取得により生じたのれんは、取得者が将来の経済的利益を期待して支払った金額を表す。将来の経済的利益は、取得した識別可能な資産間のシナジー または、個々には財務諸表に認識されない資産から生じる可能性がある。時間の経過に伴い、のれんは減価し、その将来の企業利益への貢献能力の低下を反映する。したがって、のれんはその有用な耐用年数にわたって体系的に減価償却し、費用として計上することが適切である (ibid., paras.41,43)。

その後、1998年に再改訂されたIAS 22においては、基本的に1993年における改訂の内容をそのまま受け継ぎ、規則的償却が求められている。すなわち、取得により発生するのれんは、資産として計上しなければならない (IAS 22 rev. 1998, para,41)。のれんは、規則的な方法でその有効期間にわたって償却しなければならない。のれんの有効期間は、当初認識の時から20年を超えることはないという反証し得る仮定が存在する (ibid., para.44)。のれんが減損しているかどうかを決定するためにIAS第36号「資産の減損」が適用される (ibid.,para.55)。

規則的償却に関する論拠については、1998年に改訂されたIAS22においても次のように述べられている。すなわち、取得により発生するのれんは、将来の経済的便益を予想して取得企業が支払ったものである。将来の経済的便益は、取得した識別可能資産の相乗効果に由来し、あるいは、個々には財務諸表上で認識できないものに対し取得企業が取得に際して支払ったとみなされる資産に由来するものである。のれんは、規則的な方法でその有効期間にわたって償却しなければならない。償却期間は、将来の経済的便益が企業に流入するであろうと予測される期間の最善の見積りを反映するものでなければならない (ibid., paras,41,42,44)。

また、ECならびにEU指令に関しては、1978年、EC第4号指令(Fourth Council Directive 78/660/EEC)「一定の会社形態の財務諸表」(The Annual Accounts of Certain Types of Companies)が公表された。そこでは、創業費(formation expense)について規定する34条1項a号を買入のれんに準用すると定められ、5年以内の償却が原則として要求された(37条2項)。ただし、経済的耐用年数を超えないことを条件として、5年を超える一定期間内に規則的に償却することを加盟国は容認することができる、と規定された(37条2項但書)。

その後、1983年に公表された EC 第7号指令(the Seventh Council Directive 83/349/EEC)「連結財務諸表」(Consolidated Accounts)において、連結のれんに関する規定が整備された。ここでは、連結のれんについて、第4号指令におけるのれんに関する扱いと同様に資産として計上するものの、準備金から直ちに控除する方法も認められた(30条)¹³。このように、EC指令において、のれんを5年以内償却と定められた根拠は、創業費の会計処理との整合性を担保することにあった。5年という償却年数が設定されて、それ以内の償却が原則とされるとともに、5年を超える期間であっても規則的償却であれば容認されていた。

(2) 償却に対する肯定的見解

このように、1980年代～1990年代においては、米国のみならず、英国やIASにおいても規則的償却の適用が会計基準において求められるようになった。この年代における規則的償却に対する肯定的な議論としては、例えば Grinyer et al. (1990,1992)が挙げられる。ここでは次のように論じられている¹⁴。会計の最も根本的かつ主要な目的は、経営者の監視と動機づけであるという前提に立ち、その議論を「アカウンタビリティ」の文脈におく(Grinyer et al., 1990, p.225)。アカウンタビリティという目的は、利益測定における費用収益対応のアプローチ(マッチング・アプローチ)に基づき、購入のれんを利益に対して費用計上すべきであることを要求する。将来のキャッシュ・インフローを生み出すために経営者が支払ったすべての金額は、どこかの時点でその計算書に費用計上されることが要求される。経営者の財務的パフォーマンスの評価を財務諸表に求めることは望ましいことであると考えられる(ibid., p.231)。

財務報告に想定されたアカウンタビリティの役割を考えると、経営者は、時間をかけて追加的な収益を達成するために発生したすべての支出を、損益計算書を通じて費用計上するよう要求されるべきであることが重要と思われる。取得されたのれんは、定義上、そのような支出である。マッチングの慣行は、そのようなコストが、それが生み出すインフローのバ

¹³ その後、欧州連合 EU は、計算書類に関する EC 会社法第4号指令及び連結計算書類に関する同第7号指令を改定し、2013年に会計指令(Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council, The Annual Financial Statements, Consolidated Financial Statements and Related Reports of Certain Types of Undertakings)を制定した。ここでは、無形資産は経済的耐用年数にわたって償却しなければならないとし、のれんの耐用年数の見積りに信頼性を欠くような例外的な場合には、加盟国が定める最長期間内(5年以上10年以内)に償却しなければならないと定めている(12条11項)。

¹⁴ Brown (1995)は、理論的なベンチマークとして金利法を提示し、それをを用いて実務で見られる主要な償却方法(定額法、逆級数法)が、それぞれどのような期待される将来の便益のパターンを暗黙的に仮定しているのかを論じている。

ターンを参照して配分されることを要求する。上記の議論に基づけば、財務諸表の主要な受託責任目的は、のれんを資産計上し償却することによって最もよく果たされる (Grinyer et al., 1992, p.111)。

また、Glautier and Underdown (1997, p.172)においては、規則的償却を肯定する論拠が次のように述べられている。すなわち、もう一つの見解は、のれんは資産として表示され、他の固定資産と同様に扱われるべきであるというものである。のれんは資産計上され、一定の年月にわたって償却されるべきである。この処理は米国で一般的に見られる。この見解の支持者は、将来の収益の便益を取得するために費用が発生したと主張する。のれんに関連する便益が活用され、収益の向上が実際に具体化するにつれて、それらを生じさせたのれんに関連するコストと対応させるべきである。このようにコストが対応させられない場合、利益の過大表示となる。

同様に、Bryer (1995)においても次のような議論が展開されている。すなわち、19世紀後半の英国では、「のれん」とは、事業の純資産と支配権を手放すよう所有者を説得するのに十分な、期待される「超過利益」の購入に他ならず、この支出は資産計上され、その超過利益が実現されるにつれて、それと相殺して償却されるべきであると、主要な権威者たちの間で広く受け入れられていた (Bryer, 1995, p.283)。ある企業の超過利益が他の事業体によって購入された場合、その支出はその生産プロセスに対する支配権を得るために必要であるため、購入者の資本利益率を報告するためには、超過利益のコストをその生産資本の一部として含め、この支出の一部を超過利益が稼得されるにつれてそれと相殺することが必要である (ibid., p.288)。

(3) 償却に対する否定的見解

この年代において、規則的償却に対する否定的な見解も、多くはないが存在していた。たとえば、Ma and Hopkins (1988,1992)においては次のように述べられている。すなわち、会計上の購入のれんの額は、買収後の結合企業の将来性を反映する買収価格から、被買収企業の純資産の公正価値を差し引いたものであり、異なる概念のものを比較しているため、その差額には合理的な経済的解釈を見出せない (Ma and Hopkins, 1988, pp.81-82)。取得時ののれんに対して意味のある経済的解釈を与えることが不可能な場合、すなわち、それが定義された便益の流れの現在価値ではない場合、その規則的な償却を正当化することは困難である (ibid., p.83)。購入のれんは、しばしば将来の便益の特定の源泉と結びつけることができず、この識別可能な源泉の欠如が、マッチングのプロセス内における償却に関する大部分において恣意的で、さらには矛盾した判断をもたらすのである (Ma and Hopkins, 1992, p.114)。

また、規則的償却のみならず早期償却に反対する主張も、この年代においては散見される。たとえば、Heckler (1997, p.18)は以下のように述べている。純粹に裁量的な目的でのれんの減損を認識することは不適切であり、指針の欠如によって、財務諸表作成者間の比較可能

性の欠如の可能性を生み、財務情報の利用者にとって混乱を招く結果となる。

また、Reed et al. (2000, pp.87,90)は次のように述べている。超過支払額を、のれんではなく識別可能な進行中の研究開発 (IPR&D) に帰属させ、SFAS 第 2 号等を根拠に即時費用処理するという創造的な会計実務は、進行中の研究開発の便益から生じる将来の収益を相殺するためののれんの償却がないため、将来の期間に影響を及ぼす。これは、企業間及び産業間での財務諸表の比較可能性の欠如という結果をもたらしたと言える。

3. 非償却

3.1 1900 年前後～1920 年代

本稿ではここまで、償却に関する肯定的見解と否定的見解のそれぞれについて、変代による変遷とともに概観した。償却処理に対して、のれんを取得原価のままで貸借対照表に計上して償却や資本控除の対象としない非償却処理は、のれんの会計に関する議論が始まった 1880 年代の後半には既に提唱されていた。のれんを非償却とする会計方法は、2000 年代以降の IFRS 3 や FAS 141/142 において新たに提唱された方法というわけではにことに留意すべきであろう。

1880 年代後半には、Densham (1898)が非償却処理について次のように述べている。すなわち、貸借対照表に計上されているのれんの金額は、その最大価値や最小価値を表すものでは決してない。事業の買収を検討している人物が、会計帳簿に記載されたのれんの影響されることはまったくないのである。要するに、この勘定科目は、のれんが最初にいくらか取得されたか (当初の取得原価) を示す以上の意味はなく、全くもって無意味である。したがって、その金額を帳簿に維持していても誰も欺かれることはない以上、のれん勘定の金額を減額する実務上の必要性はないと考えられる (ibid., p.570)。

この時期の論者として、他に、Dawson (1908)や Browne (1902)も非償却処理について肯定的な見解を示している。Dawson (1908, p.226)では次のように述べられている。すなわち、会計の第一の目的は、会社の財務状況だけでなく、当期の取引についても真実を記録することにある。後者については、実現不可能な利益や損失が損益計算書に影響を与えることが許されれば、当然ながら不明瞭になる。たとえ、のれんを償却することが望ましいと考えられるとしても、その適切な方法は、損益計算書への計上ではないことは疑いようがない。のれん勘定に計上されるものは、利益の中から取り分けられた金額でなければならず、利益に対する費用ではない¹⁵。

¹⁵ Dawson[1908]の第 1 版である Dawson[1895]においては、のれんに関する言及は見られるものの、判例や Dicksee 等の他の論者の議論を紹介するのみであって、非償却に関する主張は見られない (Dawson 1895, pp.190-192)。

同様に、Browne (1902, p.1342)においても次のように述べている。すなわち、会社法で定められた方法以外では資本金の増減は認められないため、明らかに、のれんを会社の資本勘定から控除することで消却することは不可能である。そのため、利益から処理するしかない。私の意見としては、のれんは株主が明確に支払った資産であり、貸借対照表の反対側では資本に計上されているため、のれんの減額または消却のために利益から控除すべきではないと考える。帳簿に記載されているのれんの減額または消却に当期利益を充てることができるという事実こそ、のれんの価値を証明する最良の方法の一つであると言われている¹⁶。

続いて、1910年代には、実務においては持分控除法が普及するのに対して、あるべき会計処理として非償却の会計処理が強く主張されるようになってきた。たとえば、Montgomery (1912)は、以下のように述べている。のれんという資産は、それ自体で一つの項目となる。減価償却の問題は、他の項目に適用されるようにはこれに適用することはできない。何らかの理由で利益が減少すれば、のれんの価値もそれに応じて減少する。その本質から、その価値は一定額の利益が維持されることに依存しているからである。しかし、のれんは常に貸借対照表に独立した項目として表示されるべきであり、確立された実務では、その価値に影響を与える変動にかかわらず、原価で表示することが認められている。実際のところ、その実質価値は日々変化し、その帳簿価額を調整しようとするいかなる試みにも多大な不確実性が伴うため、共通の合意によってそのまま維持される。のれんは、物理的な損耗を被らず、陳腐化せず、事業の運営において使い果たされることもないため、秘密準備金が創出される可能性がある。それゆえ、原価で計上し続けることが認められる (ibid., p.131)。

同様に、Dickinson (1913)においても次のように論じられている。すなわち、のれんは、商号や取引関係、及び事業の組織の価値を表すものである。事業の利益が購入日に想定された水準以上に維持可能である限り、価値のいかなる減価も、またそのためのいかなる引当金の必要性も主張することは不可能である。一方で、もし何らかの深刻な価値の減少が生じた場合、利益は恐らく非常に減少しており、そのような引当金を設定することは実務上不可能である。のれんは、実際には固定資産の一種であり、その価値は一定程度、利益の獲得に依存している。その変動は、利益の獲得の結果として生じるものであり、利益の獲得の原因ではない。これは、消耗資産や部分的に消耗する資産とは異なるものであり、したがって、利益の算定において考慮されるべきものではない。事業が継続する限り、もともとの価値で、維持すべき事業永久投資資本の一部として扱うことが合理的な措置であると考えられる (ibid., pp.79-80)。

Esquerré (1913, 1914))においても、同様に論じられている。ある企業が多額の支払によりのれんを獲得し、それを維持するだけでなく、さらに増加させているのであれば、その購

¹⁶ また、Dawson (1901, p.50) においても、のれんは利益が維持されるかぎり減価せず、むしろ増価するため、のれんは貸借対照表に原価のまま繰り延べ、のれんの原価に等しくなるまで利益を特別準備金を積立てることが望ましい、と述べられている。

入によって期待できる利益を損なうようなかたちで、いわゆる保守主義の観点から資産の償却を要求する理由は明白には見当たらない (Esquerré, 1913, p.25; Esquerré, 1914, p.248)。取得のれんは、実際に購入されたものであり、償却や減価償却、減損処理、その他の方法でその活力と意義を奪うべき理由は存在しない (Esquerré, 1927, p.191)。

Kester (1918)も同様に、非償却について強い支持を表明している。のれんの本質、すなわち超過利潤を生み出す能力という点からすれば、のれんの価値は、事業の利益に応じて随時変動するものであることは明白である。のれんに価値が残っている限りにおいて、このように償却することの効果は、いわゆる秘密準備金を生み出すことであり、これは保守主義の立場からは正当化されている。この慣行は非難されるべきものではないが、通常は推奨されない (Kester, 1918, pp.337-338)。

のれんは常に取得原価で帳簿に残しておくことが最も目的にかなうのであり、償却すべき論理的理由は存在しない。利益が大きいとき、のれんはきわめて実在的な資産である。そのような時期にのれんを償却することは、論理的に整合していない。逆に、利益が少なくなり、それに依拠してのれんの価値が下がったときには、その減少分より少ない金額を償却するのは論理的ではない。のれんは、不適切で誤解を招く使われ方をしてきたために、常に疑念の目で見られており、その価値は十分な調査なしに受け入れるべきではない。もし実際にのれんが存在するならば、その存在は損益記録によって明らかになるはずである。のれんの評価は、貸借対照表上の帳簿価額によってではなく、損益記録に基づいて行われるべきである。のれんという資産は減価しないが価値が変動するだけであり、また、その変動する価値を帳簿に反映することは賢明でも一貫的に可能なことでもない以上、すべての目的にとって最善の方法は、のれんを常に取得原価で帳簿に保持することである (ibid., p.338)。

Couchman (1924)においても同様に、非償却処理を支持する論拠が展開されている。この内容は、Kester (1918)とほぼ同一であると言ってよい。そこでは次のように論じられている。すなわち、のれんの消却 (write down) によって欠損金が生じたり、配当の支払を妨げることは望ましくない。利益が通常の準備金や配当の要求を満たすことしかできない場合には、のれんの消却は正当化されるが、そのような状況では、超過利益は存在せず、消却は資本の減損を伴うことになる。一方、利益が配当要求を十分に上回る場合、その事実自体がのれんの価値を正当化することを意味し、消却する理由はない。簡単に言えば、切り下げできるのであれば切り下げる必要はないが、切り下げできないのであれば切り下げるべきである (Couchman, p.1924, p.138)。

その他、Bentley (1911)や Owens (1923)等においても同様の主張がみられる。すなわち、この勘定の残高は、無形固定資産であり、変更されるべきではない。ある企業が他の企業とのれんを購入する場合、当然そののれんは正当なものであり、永久的資産として計上されるべきである。これは減価償却または消滅の対象にはならない (Bentley, 1911, p.157)。また、貸借対照表上ののれんの額は、当該企業にとっての最大値も最小値も表すものではないため、それを会計帳簿に保持していても誰も欺かれることはない。したがって、それを償却す

る理由はない。のれんをその取得価額で会計帳簿に計上し続けることは、合理的である。通常、のれんを減価償却することを支持する論拠は、保守主義の原則しかない (Owens, 1923, p.295)。

3.2 1930年代以降

(1) 非償却に対する肯定的見解

1900年初頭からの議論を経て、会計上の権威ある見解は、のれんが適切に帳簿に計上された場合、消却される必要はない、または消却されるべきではない、という点にあった (Walker, 1953, p.211)。そうした傾向を反映して、1944年に公表された ARB24 や 1953年に公表された ARB43等の会計基準においても、非償却の処理が認められていた。この年代における、非償却を支持する論拠について、Walker (1953, p.211)では次のように3つの観点から紹介されている。

第一に、のれんが購入価格を下回って価値を減じていない場合に、それを帳簿から消去することは、過度に保守的である。このような場合にのれんを償却することは、秘密準備金を生み出すことになる。このような準備金を認識することは、正当な会計処理ではないと考えられている。企業の収益力が維持されている限り、のれんは実質的な価値の減少を被ることはない。

第二に、のれんが実際に減価した場合であっても、その減価を営業費用に計上することは必要ではない。のれんが存在する度合いは、損益の計上によって最もよく示されるからである。その価値は、企業の期待される将来の収益可能性に応じて変動する。のれんが価値を減じている時、またはその価値を失った時に帳簿から消去することは許されるが、償却は要求されない。

第三に、のれんがどの程度減価したかを正確に判断することは不可能である。この事実は、一部の会計士が、購入した場合を除き、のれんを帳簿に計上すべきではないと考える主要な理由の一つとして受け入れられてきた。事業の所有者は、のれんがどの程度減価したかについて、公平な見積もりを行うことはできない。したがって、のれんの増価が会計上認識されないのと同様に、その減価もまた費用として計上されるべきではない。

こうした議論は、次の各論者においてもみられる。たとえば、Staub (1945, p.5)は次のように述べている。すなわち、無形資産の価値が継続している場合、そのコストを消却または償却する基本的な理由や科学的方法は存在しない。現在維持または向上している無形資産の価値について強制的な減価償却を要求することは、財務諸表の「継続企業」の概念から逸脱し、将来の事業終了または清算時に生じる可能性がある損失を事前に計上しようとする試みと見なされる。

同様に、May (1943,1957)は、次のように論じている。収益力が損なわれていない場合で

あってもすべての無形価値が消却(write off)され、すべての有形固定資産の恒久的な収益力の低下が資産の評価減に反映され、いかなる理由による評価額の上昇も記録が認められない場合、歪みは拡大する (May, 1943, p.155)。この問題全体の結論は、無形資産の消却は許されるが、強制ではないということである。過去には、会計士は保守主義という理由だけでこれを支持してきた。無形資産を非現実的なものとみなし、それを理由に評価損を計上することに賛成する人がいるのは間違いない。しかし、価値が将来への期待に依存するという見解がいったん受け入れられれば、その提案は無効となるか、有形資産にもほぼ等しく適用されることになる。実際、経験上、無形資産の方が有形資産よりも永続的であることが多い (May, 1943, pp.158-159)

企業は、貸借対照表において、償却可能な資本資産の明細書を提示することが求められるかもしれないが、これには、耐用年数が確実に限定される無形資産が含まれる。しかし、その他の無形資産の価値の変動を事業所得の決定に含めることは要求されるべきでも許されるべきでもない。補足として、他の無形資産の明細を示すことは自由とされてもよいかもしれないが、これらの資産価値の変動を事業所得の決定に含めることは、要求されるべきでも許可されるべきでもない (May, 1957, p.36)¹⁷。

その他、Eiteman (1971)等においても、非償却を支持する議論が展開されている。すなわち、のれんは買収時に適切な判断に基づき企業が誠意をもって支払ったコストである。のれん及び関連する無形資産は、通常の事業活動において経済的価値を有する有効な資本資産である。一般に、これらの資産は事業運営に内在的に結びつき、継続企業としての経済的価値の重要な部分を構成する (Eiteman, 1971, p.47)。購入したのれんが建物、設備、あるいは特許のような有限耐用年数資産ではないと考える。それは、買収企業による、売却企業のかなり捉えどころのない性質を持つ無形リソース群への投資なのである。「投資資産」として、その価値が減損した、あるいはその存在期間が限定的になったという証拠がない限り、貸借対照表に未償却価額で計上されるべきである。その上で、適切な会計責任を果たすための主要な要件は、無形資産の定期的な評価となるべきである (ibid., p.48)。

また、前述の通り、APB 17 では規則的償却が求められているが、非償却処理を支持する論拠について次のように紹介されている。すなわち、のれんの非償却処理の根拠は、のれんの価値はいろいろな財産権のように消費されたり使用されたりして収益を生み出すものではないため、のれんの償却によって純利益が減少すべきではないという考え方に基づいている。のれんは耐用年数が不確定であり、存在期間の見積りが測定できないため、のれんの償却方法はすべて恣意的であると批判される。のれんの取得原価を、価値の損失が明らかになるまで繰り越す方法の根拠は、資産の価値が少なくともその取得原価に等しい限り、原価を減額すべきではなく、買入のれんに支払った対価は、取得日及びそれ以降の期間において

¹⁷ Simon (1956, p.277)によれば、のれんの問題については、法的な決定は会計原則や考え方と一致する部分が多い。

資産として会計処理すべきであるという点にある (APB 17, paras.18-19)。

これらの論者と異なる内容ではあるが、Gynther (1969)は、理想的な会計処理として、のれんの価値を定期的に再評価し、評価増も認識するような提案を提示している。すなわち、その企業の収益力が損なわれていない限り、のれんはそのまま残さなければならない。のれんを償却すべきかどうかは、収益力が低下した場合にのみ検討すべきである。外部の投資家の意思決定に最も有用な財政状態に関する情報を提示するためには、のれんの定期的な認識、再評価、評価、償却について考慮する必要がある。のれんの評価と定期的な再評価は、企業の利益の資本化、いくつかの資産の正味現在価値、他のほとんどの資産の正味現在価値の近似値、経営陣の事業状況に関する知識を含む方法によって行わなければならない (ibid., p.253)。償却は、限定的な存在であることを示す兆候がある場合にのみ行われるべきであり、価値の喪失の証拠がある場合にのみ償却されるべきである。恣意的な期間で償却することを一般的に許可することは、責任ある会計にはつながらない (ibid., pp.251-252)。

(2) 非償却に対する否定的見解

一方、非償却処理に支持しない論拠については以下のような議論がみられる。たとえば、Grinyer et al. (1990)や Grinyer and Russell (1992)では、次のように論じられている。すなわち、それは必然的に価値評価の概念モデルに基づくものであるが、会計の目的であるアカウンタビリティ (経営者の監視と動機づけ) を達成するための最も適切な方法である費用収益対応のアプローチとは両立しないものである (Grinyer et al., 1990, p.231)。取引ベースのマッチング・アプローチが、のれんやその他のいかなる資産の価値評価、すなわちその価値を確立するという意味での評価を要求しないことは明らかである (Grinyer and Russell, 1992, p.109)。

1983年に公表されたIAS 22においても、非償却の会計処理について、以下のような否定的な見解が示されている。すなわち、取得時に生じるのれんは、経済的価値を有するとみなされる限り、資産として保持され得るとの見解が時として示される。しかし、この見解は、時の経過とともに、のれんの取得日に買主が支出した額からではなく、むしろ継続事業の努力からむしろ派生しているという事実を無視している (IAS 22, para.22)。

また、斎藤(2021)では、非償却処理に対する否定的な見解が展開されている。すなわち、のれんの償却を否定する主張のうち、代表的であるのは、のれんの減価一般を否定するものであり、のれんは減価しないか、少なくとも減価しない分を含む、というものである。しかし、のれんの減価一般を否定するのは、市場均衡プロセスと両立しない。市場均衡プロセスにおいては、個々の識別可能資産の価値合計が企業価値に一致するという均衡からの乖離が生んだのれん価値が、均衡状態へ近づくのに伴って消滅していく。均衡への回帰という市場の作用と、それを妨げるショックとが絶えず併存する現実の世界では、のれん価値は永続せず、創設と消滅を不断に繰り返す。超過利益への期待であるのれんが事実に変われば、そ

れに伴いのれんは減少するのである。追加投資がなくても減価しない部分があるのであれば、それを分離して測定する基準が必要である (ibid., p.104) ¹⁸。

こうしたのれんの減価を否定する主張の多くは、それほど理屈の整ったものとはみられず、企業の投資や営業による活動はのれん価値の維持に寄与し、経営者は絶えずのれんの形成を図っているのではないか、といった取替償却のアナロジーに基づく主張であるようにもみえる。これは、減価償却に代えて、部分的な取替に要した支出を費用認識し、それにより価値が維持される資産の簿価はそのまま繰越す方法である。しかし、のれんには、取得分に加え、それを超える自己創設のれんの方も含まれている。企業の投資や営業にかかわる支出によって創出されるのはすべて自己創設のれんであり、取得のれんが増えるわけではない。他方で、価値減耗は取得のれんと自己創設のれんの両者に共通する。それゆえ、それぞれの減耗分を創出分が補填して、結果としてのれんの価値が全体としては維持されたとしても、取得のれんの価値が維持されているとは限らない。つまり、自己創設のれんの取替償却を擬制しながら取得のれんを償却しても、費用の二重計上になるわけではない。取替償却のアナロジーは、取得分を自己創設分と分離できなければ適用できない (ibid., p.105)。

このように、取得のれんの償却を行わずに利益の過小計上を避ける取得法の採用を支持する議論として、のれんの減価一般を否定する主張が多くみられるものの、それは市場均衡プロセスと両立しないことから、そうした主張は誤りであることが指摘されている。また、企業の投資や営業はのれん価値の維持に寄与し、経営者は絶えずのれんの形成を図っているのではないかという主張についても、自己創設のれんと取得のれんが混在するのれんについてはそうした取替原価のアナロジーは通用しないと述べられている。

すなわち、企業結合後に投資や営業のための支出によって創出されるのはすべて自己創設のれんである一方、価値減耗は取得のれんと自己創設のれんの両者に生じるから、それぞれの減耗分を創出分が補填して、結果としてのれんの価値が全体としては維持されたとしても、取得のれんの価値が維持されているとは限らないのである。それゆえ、取得のれんと自己創設のれんが混在するのれんについては、いわゆる取替償却のアナロジーを適用することはできない。

その他に、のれんの償却処理を否定する主張として、耐用年数の見積もりの困難や、償却費を足し戻して企業評価を行う実務が挙げられている。しかし、前者については、耐用年数の見積もりが困難であるのはのれん固有の問題ではなく、有形資産についても同様に存在する問題であること、また、後者については、企業評価にフリー・キャッシュフローを用いる必要性を鑑みれば、償却費を足し戻して企業価値を評価する実務そのものに疑義があることが指摘されている。

¹⁸ 市場で取引されていない、あるいは権利を明確化できず取引できない経済的資産である均衡のれんは、企業が事業活動を続ける限り再生産される。こうした「均衡のれん」としての自己創設のれんを創出することこそが企業活動と言ってもよい (斎藤・福井, 2022, p.44)。

4. 持分控除法

4.1 1900 年前後～1920 年代

(1) 持分控除法の由来

持分控除法は、1895 年の *Wilmer v McNamara* に由来する (Densham, 1898, p.570; Hatfield, 1909, p.116)。そこにおいて、判事 Stirling は次のように述べている。すなわち、のれんの償却を、いわゆる固定資本の損失(a loss of 'fixed' capital) として取扱うべきか、それとも流動ないし循環資本のそれとして (a loss of 'floating' or 'circulating capital') 取扱うべきか、この課題を考察することが必要であると考え。この課題に関し、私見では、前者を支持する ([1895] 2 Ch. 245)。 *Wilmer v McNamara & Co., Ltd.* において、英国の裁判所は、のれんの価値が実際に減少した場合であっても、その減少分を利益に計上する必要はないと判断した。この判決において、のれんは「固定」資本であるという考え方が採られ、「固定資本」(または恒久的資産) の価値の下落は利益の決定において考慮する必要はないという過去の判決が適用された (Hatfield, 1909, p.116)。

1895 年の *Wilmer v McNamara & Co., Ltd.* の判例において示された考え方は、その後ののれんの会計方法に関する方向性に大きな影響を与えた。たとえば Dicksee (1897) や Dicksee and Tillyard (1906) においては次のように論じられている。のれんという資産が固定資産であって、流動資産ではないことについては、いかなる疑問の余地もない。それは、事業がその業務を遂行できるようにするために取得しなければならないもののカテゴリーに分類される。つまり、のれんの価値の変動は利益に影響を与えない、という見解を支持する法的権威が存在する (Dicksee, 1897, p.16)。

Dicksee (1897) では、持分控除法について次のように述べられている。すなわち、個人企業の場合には、彼ら自身のための会計であるため、明確な規則を設ける必要はない。のれんは、減耗性という意味において利益と何ら関係を有していないため、利益から償却されるべきではない。のれんは、可能な限り早い段階で、資本と相殺消去されるべきである。一方、株式会社の場合には、考慮すべき点が 2 つある。まず、のれんを恒久資産として取得原価を維持することは望ましくない。しかし一方で、株式会社の場合には、資本との相殺処理という方法は取りえない。その理由は、第一に利害関係者が望まない点、第二に裁判において否認可能性が高いという点にある。のれんが資本から支払われた場合、利益から控除する以外に償却することは事実上不可能である。しかし、それは完全に誤っている。疑うべくもなく、のれんを利益から消却すべきではない。なぜなら、上記の通り、暖簾は減耗性という意味において利益と何ら関係を有しておらず、また秘密積立金を生み出すからである。それゆえ、残された選択肢は、のれんを原価のまま保持すること、またはのれんを資本から支払わない

ことである。後者の方法は、第一に株式を発行してそれをのれんと相殺する方法、第二にプレミアム付き株式を発行し、有形資産を資本金に割り当て、のれんをプレミアム部分に割り当てる方法がある。第二の方法が望ましいものの、実現可能性については問題がある (ibid., pp.21-23)。

このように、Dicksee (1897)は、個人企業の場合にはのれんは恒久資産として取得原価で維持することは適切ではなく、また利益にチャージすべき物ではなく、したがって資本から直ちに控除することが望ましいとしている。ただし、株式会社の会計においては、資本から控除する方法を採ることはできず、のれんの償却費を利益から控除することは望ましくないため、非償却とするか、のれんの支払を資本以外により行う方法を採ることが提案されている。後者が望ましいとしつつも、Dicksee 本人により実現可能性に疑念が呈されており、Dicksee (1897)で提唱されている会計方法には不明瞭な点がある。Ding et al. (2008, pp.731-732)によれば、Dicksee (1897)では最適な解決策を見出せなかったのである。

その後、Dicksee and Tillyard (1906)において、取得のれんを準備金から直接控除されるべきであると論じられている。すなわち、のれんを利益から評価減するのは間違いである。確かに、多くの健全な事業体ではこの方法が守られているが、よく考えてみれば、これは根本的に間違っていることがわかるだろう。このプロセスによって、明記されていない準備金すなわち秘密準備金をもたらされることになる (ibid., p.83)。会社が、事業を開始する権限を得た日より前の時点で事業を引き継ぎ、買収前の利益が買収後のそれとは分けて扱われ、特別資本準備金勘定に繰り入れられたその利益の一部を、グッドウィルの評価減のために使うべきではないという正当な理由は見当たらない。実際、この方法が最も望ましいと考えられる (ibid., p.92)¹⁹。

¹⁹ Ding et al. (2008, p.732)においては、Dicksee (1897) では Dicksee 自身の考え方は明示されなかったものの、Dicksee and Tillyard (1920)において、Tillyard の記述に同意する形で、取得したのれんは準備金に直接償却されるべきであるという考え方が提示された、と指摘されている。しかし、この指摘についてはいくつかの点で誤りがあると考えられる。まず、Dicksee and Tillyard (1920)ではなく、既に Dicksee and Tillyard (1906)において、上記の Dicksee 自身の考え方が提示されている。加えて、この記述は Tillyard によるものではなく、Dicksee 自身によるものである。Dicksee and Tillyard (1906, p.vii)において、法的な見解を論じた前半の7章分が Tillyard の記述であり、上記の記載がある第10章は Dicksee が担当した後半部分に該当することが明確に述べられている。つまり、持分控除法を支持する Dicksee 自身の考え方は、Dicksee and Tillyard (1906)において、Dicksee 自身による記述によって明示されていると言える。

(2) 持分控除法に対する見解

既に論じた通り、のれんの会計に関する議論が始まった 1880 年代においては、早期償却が支持されていたが、Dicksee (1897)において持分控除法の考え方が示されてから、その会計方法が広く支持されるようになった。Ding et al. (2008, p.731)によれば、この段階では、のれんを自己資本（株主資本）から直接控除するという、緩和された静態的アプローチがより一般的となった。即時費用化や早期償却という慣行は終焉し、主流となった解決策は、のれんを自己資本から直接控除することでのれんを消滅させるというものであった。これは、のれんは資産ではないという基本的な静態的アプローチと、当期利益に基づく配当分配の可能性とを組み合わせた慣行である。

持分控除法は、1900 年初頭から英国と米国共に広く支持される会計方法となった。英国では、1900 年頃から 1980 年代まで、標準的な会計方法であり続けた (Ding et al., 2008, p.732)。米国においても、1945 年に証券取引委員会による会計連続通牒第 50 号で禁止されるまで、のれんの金額を資本剰余金に直接借記し備忘価額としての 1 ドル勘定 (nominal value) で計上する方法は、実務においても広く採用されてきた。この年代において、持分控除法の考え方については、多くの論者によって肯定的な考え方が示されている。たとえば、Nox (in Guthrie, 1989, p.430)では、次のように述べられている。のれんは貸借対照表の貸方から安全に削除されればされるほど、その事業にとってより良いという点に全面的に同意している。なぜなら、事業の変更が行われた当時は好景気であったとはいえ、おそらくは競争の結果として不況が来るかもしれず、もしその事業が苦境に陥ったならば、もちろん、のれんはほとんど、あるいは全く価値がなくなり、そして非常にしばしば、そのような事業は何らかの形で清算されなければならないからである。

また、Smith (1904, p.48)では、次のように論じている。のれんはもちろん、非常に不確定な資産である。売却しうる額は、過去の利益、見通し、役員個人の影響力、世間の好みなど、多くの事項に左右される。取引事業ののれんの価値は、常にではないが、ほとんどの場合、過去の数年間の純利益（通常は 1 年半から 4 年）に基づいており、売却可能な資産としてそれに応じて変動していた。たとえ彼らがその価値が下落したことを認めたとしても、彼らは固定資本の原則に立脚しており、そうする疑いのない権利が当然にあった。

同様に、Finney (1923, Ch.41, p.12)では、次のように述べられている。すなわち、多くの企業は、のれん勘定が非常に誤用されて無意味になっていることを認識し、剰余金に対してそれを償却する手続きを進めてきた。利益が継続または増加した場合、のれんの価値は減少していない。のれんを償却することは、純資産と累積利益を過少に計上する秘密準備金を生み出し、株式の売却を希望する株主の利益を害する可能性がある。かつて真の価値があり、対価が支払われたのれんがもはや存在しないことを示すほど利益が減少した場合、その勘定を償却すると剰余金はさらに減少することになる。

1917 年に AIA から公表された最初の会計基準である Uniform Accounting においても、

のれんの会計処理として持分控除法が提示されている。この会計基準は、米国会計士協会が発行した覚書が、融資を希望する企業が適用するものとして、連邦取引委員会と連邦準備制度理事会によって、1917年に承認されたものである。そこでは、貸借対照表の様式が提示され、のれんが純資産 (net worth) から控除される項目として記載されており、持分控除法がのれんの会計方法として提示されている (AIA, 1917, p.433)。Ding et al. (2008, p.732)によれば、この処理は融資目的で作成される財務諸表に対してのみ強制力を持つものであったが、いずれにせよ、Uniform Accounting は、持分控除法を支持する当時の考え方を表すものであると言えよう。

4.2 1930年前後～1960年代

1930年代までの米国においては、のれんの会計方法について、学会の見解と実務では大きな見解の相違があった。実務では、1ドルでのれんを計上する会社がほとんどであった (Sanders et al., 1938, p.68)。のれんに対する一般的な不信感と、のれんは将来の利益に対する誇張された期待を資産計上するために広く使われてきたという知識から、貸借対照表はのれんを除いた方がより良くなるというほぼ普遍的な感覚が存在している (ibid., p.14)²⁰。こうした状況に対して、前述した通り、世界恐慌後は原価主義会計の台頭とともに、米国においては規則的償却が広く支持されることになり、持分控除法は次第に後退していくこととなった²¹。

この傾向は、会計基準において顕著にみられる。1929年には、Verification of Financial Statement が、Uniform Accounting の改訂版として AIA から公表され、そこでは、1917年

²⁰ のれんは、他の資産と同様に、所有者にとっての真正な取得原価で表示されるべきである。のれんの対価として発行された株式の額面価額等に基づいて、のれんに過大な価値を付与することは、適切な会計処理ではない。もはや価値のあるのれんが存在しない場合、またはその価値が明らかに減損した場合には、償却されなければならない。それによって生じる費用は、利益に対してではなく、資本または剰余金に対して計上されるべきである (Sanders et al., 1938, pp.68-69)。

²¹ ただし、そうした年代においても、持分控除法を支持する論者はわずかながら存在していた。たとえば、Sherwood and Culey (1940, pp.205-206)は次のように論じている。すなわち、のれんとは、通常、その資産が当該業種・業態の適正収益率を上回る超過収益力の価値を表すと考えられている。のれんの価値とは、企業に対して支払われる総価値と、個別に見た受取資産の合計の価値との差額であることは明らかである。経営状態の良い企業の傾向としては、このような価値をできるだけ早く名目上の数字まで減額する傾向にある。営業費用ではなく剰余金から減額すべきである。なぜなら、このような費用は、それがどのような製品であれ、その製品の製造コストとは何ら関係がないからである。

の Uniform Accounting では記述されていた、資本の部における無形資産に関する項目が削除された (AIA, 1929, p.353)。そこでは、のれんは、「その他の固定資産」または「その他の資産」のカテゴリーの下にリストされることが想定されている (Hughes, 1982, p.57)。Verification of Financial Statement では、貸借対照表の様式において、無形資産についての言及はなく、持分控除法は推奨されないことに変更されたとみることができる。

その後、1944年にAIAから公表されたARB 24においては、持分控除法について、望ましくない会計方法という位置づけが与えられている。すなわち、過去においてはたとえ資産価値が損なわれていなくても、資本剰余金または利益剰余金といった既存の剰余金と相殺してタイプ(b)の無形資産を消却することが、実務として容認されていた。この実務は長年にわたり確立され、広く認められているため、現時点において、このような処理を禁止する規則の採択を推奨することは妥当ではないが、このような処理は、特に資本剰余金への費用計上によって行われる場合には、抑制されるべきであると考えている (ibid., p.197)。

こうしたARB24の姿勢に対し、その直後である1945年には、SECが会計連続通牒第50号 (Accounting Series Release No. 50)を公表し、のれんを資本剰余金から控除する方法を禁じる立場であることを明らかにした²²。すなわち、証券取引委員会 (SEC) は、資本剰余金からの控除によるのれんの評価減または消却の妥当性について論じたチーフアカウンタントの意見を公表した。当委員会に提出を義務付けられている財務諸表において、資本剰余金への費用計上によって、のれんを評価減または消却することが可能か否かについて、照会がなされた。私の意見では、提案されている資本剰余金への費用計上は、健全な会計原則に反するものである。もし、ここに含まれるのれんが無価値になった、あるいは無価値になることが明らかであれば、それを消却することが必要となるだろう (ARS 50)。

望ましくは、そのような消却は、適時の収益への費用計上を通じて達成されるべきであり、いかなる場合も、その損失を資本剰余金に計上することは許されないであろう。しかしながら、提案されている手続きは、収益または利益剰余金に対するそのような費用計上を回避し、結果として収益及び利益剰余金の過大表示と資本の過小表示を招くことになる。このような実務は、本来であれば収益または利益剰余金に対して計上すべき費用を、前もって資本剰余金に対する費用として認識することで、企業がその費用負担を回避することを認めることになる。そして、我々の見解では、これは資本と収益の間には区別が維持されるべきであるという基本原則に反するものである (ARS 50)。

こうしたSECの見解を受けて、1953年にAIAから公表されたARB43では、無形資産の一括消却は取得直後に利益剰余金に対して行われるべきではなく、また無形資産は資本剰余金から控除されるべきでもない (ARB43, Chap.5, para.9) と規定され、持分控除法は明確

²² のれんの償却について、裁判所の見解は、それは企業の内部的な経営管理の問題であり、取締役会の判断によって決定されるべきである、というものであった (Preinreich 1936, p.329)。

に禁止された。その後の 1970 年に公表された APB17 においても、企業結合により取得したのれんの取得原価は、資本剰余金または利益剰余金に一括償却することも、取得時または取得直後に名目的な金額まで減額することもできない (APB17, para.13)と規定され、持分控除法は禁止されることとなった。

こうした、会計基準における持分控除法への否定的な見解に対して、Walker (1953, p.213) は次のように指摘している。すなわち、のれんの償却は、かつては、即時にあるいは利益や剰余金が許す限り早期に行うことが認められることが多かった。なぜなら、価値のある会計の概念という観点では、のれんは存在しないか、または正当な購入によって取得されたものではないからである。この方針は、正当な理由なくのれんが会計に計上された場合には依然として妥当であるが、正当な購入によるのれんの損金計上に関しては妥当ではないと考えられる。

4.3 1970 年前後以降

(1) 持分控除法に対する肯定的見解

① プーリング法との関連における議論

1950 年代までの期間で、少なくとも米国においては、のれんは当期利益への費用計上によってのみ帳簿から消去し、原価で据え置く方法と当期利益への償却という 2 つの主要な選択肢のうち、償却が好ましい処理と見なされるようになった。のれんの事後処理の問題の収束を複雑にしたのは、1950 年の持分プーリング法の導入であった。この処理方法は、持分控除法が廃止されるのにほぼ比例して、その重要性を増していった。持分プーリング法は、あたかも、のれんが持分から控除されたかのような会計結果が示されるように操作することができた。その結果、のれんの事後処理の会計方法は、企業結合会計という一般的な問題に巻き込まれることになった。1970 年にこの問題が解決されたとき、その戦いは 2 つの戦線で繰り広げられていた。すなわち、のれんの強制償却と持分プーリング法という選択肢の廃止である (Hughes, 1982, p.202)。

1960 年代から 70 年代においては、プーリング法の議論とともに持分控除法を支持する論者が散見される。たとえば Spacek (1964,1969)では次のように論じられている。買入のれんは、会社の利益の潜在力に対する投資家の意見にすぎず、貸借対照表における株主持分には超過収益力が含まれるべきではないため、それは資産として計上すべきではない。情報の提示者と市場価値意見の作成者との間の責任の峻別は、財務諸表の公正な表示の本質である。のれんの償却費を収益に賦課することもまた適切ではない。損益計算書には営業から得られた利益を表示すべきであり、のれんの償却費のような営業とは関係のない費用の計上によって歪められるべきではない (Spacek, 1964, p.39)。したがって、買入のれんは、買収

によって獲得された収益力の一部分に対するコストを表すものであるため、企業の持分価値の減少として会計処理されるべきであり、市場が企業を評価する際の営業成績の減少として会計処理されるべきではない (Spacek, 1964, p.40; Spacek, 1969, pp.301-302)。

このように、Spacek (1964, 1969)では、持分控除法が提唱されている。その理由は、買入のれんは、会社の利益の潜在力に対する投資家の意見にすぎず、そうした要素を株主持分に計上すべきではない、というものであった。これは、分離可能性を問題とした Chambers (1966)や Catlett and Olson (1968)における議論の先駆的見解と言えよう。なお、情報の提示者と市場価値意見の作成者との間の責任の峻別を重視する観点から、持分控除法を主張している点については、Chambers (1966)や Catlett and Olson (1968)と同様と言える。両者の区別を重視する観点に立って、財務報告の目的の観点から、自己創設のれんの計上を禁止する今日の考え方との相違については検討すべき課題として位置付けられよう²³。

同様に、Chambers (1966)においては次のように詳細に論じられている。のれんが企業にとって、資産であるのか否かがまず問題となる。第一に、企業ののれんは、その企業から分離可能ではない。企業の収益獲得能力は、資産と負債の集合体、及びそれらが相互に配置され、市場との関係においてそれらから生じる利点に存するのであって、分離可能ないかなるものにも存しない。分離可能性という性質は資産の定義として規定されており、のれんは資産として位置づけられない。この定義は、企業がその状態や環境の変化に適応する能力を考慮する必要性から生じたものである。のれんは、資産と負債の特定の集合体及び配置の中に存在するため、環境への適応のためにその集合体から分離して売却することはできない (Chambers, 1966, p.238)。

第二に、財政状態を表すため、資産と負債は測定される。しかし、のれんは評価の対象であって、測定の対象ではない。継続企業は、その定義上、何らかの将来性を持っており、のれんは将来性を反映している。もし構成員の評価が、その会社の資本に相当する現在の現金を超えないのであれば、構成員は投資の回収を望むだろう。しかし、この価値の計算は予測に基づくものしかない。のれんの価値は、期待される将来所得の現在価値が、有形資産への投資に対する「通常の」収益に対する超過分を見積もることによって求めることができる。このような評価は、測定とは性質が異なるものである。したがって、財政状態に関するいかなる財務諸表においても、測定値として扱われるべきではない (ibid., p.239)。第三に、機会の評価が構成員に委ねられている以上、財務諸表に計上されるのれんの評価額を無視して、独自の割引率とタイムスパンを選択するのは株主の自由である (ibid., p.240)。

²³ Hendriksen (1970, p.437)においても、償却や非償却が否定的に次のように論じられている。すなわち、取得日以降、のれんを資産として継続的に表示することが、投資家やその他の財務諸表利用者にとって有用な情報を提供するという証拠は、ほとんどないように思われる。さらに、均質性の問題や相互作用によって、恣意的な手続きでのれんを償却することは、その妥当性が疑わしいと思われる。

継続企業ののれんは、会社ではなく、株主に帰属している。期待超過利益を評価するのは彼らである。継続企業を処分する権利も、継続企業に対する持分を処分する権利も、彼らにある。のれんを継続企業の資産とみなすことは、個人としての株主と手段としての会社という2つの主体を混同することになる。株主が、継続企業の資本金の現在の現金等価額を上回る申し出に応じる場合、その差額は単に構成員にとっての利益となる。現金が支払われたことは記録上認識されるかもしれないが、その効果は会社の適応性を高めるものでは決していない。それゆえ、支払対価から新会社の資産から負債を差し引いた現金同等額まで資本の額を控除する処理が採られるべきである。したがって、のれんは企業の資産ではないと結論づける。企業全体の継続価値を決定するのは、会計の機能ではない。それを決定するのは、株主及び潜在的株主、つまり継続企業への投資のための市場参加者である (ibid., p.241)。

Accounting Research Study (ARS) No.10「のれんの会計」として公表された Catlett and Olson (1968)においても、同様に持分控除法を支持する論拠が展開されている。すなわち、のれんは、利益を生み出すために消費または利用される資源や財産権ではなく、投資家によって評価される利益またはその評価の結果である。のれんは、会社全体の価値の一部としてのみ存在し、会社から分離して存在するものではない (Catlett and Olson, 1968, p.107)。企業結合におけるのれんの対価として支払われる金額は、将来の収益を予想して会社資源の一部を支出したことを意味する。資源の支出は、それに相当する額だけ、会社の分離可能な資源や財産権に対する株主持分を減少させるものであり、買入のれんを株主持分の減少として会計処理することは、その事実を証明するものである (ibid., p.90)。

購入したのれんに割り当てられた金額は、将来の収益を見越して、既存の資源、または企業結合を実現するために発行された株式の代金を支出したものである。この支出は、株主資本の減少として会計処理されるべきである。この会計処理は、(a)資本剰余金または留保利益に即時に直接賦課する方法 (好ましい方法)、または(b)数期間の間は貸借対照表の株主持分から控除し、後で資本剰余金または利益剰余金に償却する方法の2つの方法がある。買入のれんに関して推奨される処理により、買入のれんの貸借対照表及び損益計算書での扱いは、自己創設のれんまたは買入のれん以外ののれんの会計処理に関する既存の慣行と原則的に一致することになる (ibid., p.106)。

現在の会計実務では、企業結合における買入のれんと非買入のれん (自己創設のれん) に関する会計処理は完全に異なっている。この相違は、2種類ののれんの性質の相違によって支持されるものではない。のれんが他の資産から区別される特徴は、買入のれんにも非買入のれんにも当てはまるからである (ibid., pp.110-111)。

このように、Catlett and Olson (1968, ARS10)は、持分控除法を提唱しており、その理由は、自己創設のれんの会計処理との整合性、ならびにのれんの性質における分離可能性にある²⁴。これは、同じく持分控除法を原則処理として要求した、英国における SSAP 22 の考え

²⁴ これは、Wyatt (1963, ARS 5)とともに、プーリング法の増大への批判に対処するために

方とほぼ同様であると言える。なお、現在適用されている IAS 38 においては、分離可能性を理由に、自己創設のれんの認識を認めていない点で特徴的であると言える。

自己創設のれんの会計処理との整合性については、Solomons (1989)においても同様に、次のように論じられている。すなわち、現行の会計手続において、同一のものが同一に表されていないという意味において、いかに不整合を生じさせているかを示す例として、のれんの会計処理が挙げられる。企業が他の企業を買収する場合、購入対価の一部は通常、のれんに帰属する。買収企業が保有している、より価値が高いかもしれない非取得のれんは、貸借対照表に計上されていない一方で、被買収企業ののれんは、企業統合後の貸借対照表に計上される (ibid., p.36)。ほとんどの資産は購入によって取得され、当初は取得原価で記録される。しかし、資産として認識される要件は、その原価そのものではない。その要件を満たすのは、当該項目から将来得られると期待される経済的便益の蓋然性である。同様のことは、無償で取得した場合にも当てはまる (ibid., p.21)。

のれんの会計処理は、二つの問いへの回答に依拠して決定されるべきである。すなわち、「のれんは資産であるか」、「もし資産であるならば、他の資産に適用される認識基準を、のれんにも同様に適用すべきか」という点である。現行の実務は、第一の問いに対しては肯定的な立場を採り、第二の問いに対しては、のれんが売買によって取得または譲渡された場合にのみ認識を行うこととされている。自己創設のれんは資産として認識すべきではなく、そうした自己創設のれんとの処理の一貫性を確保するためには、購入のれんを準備金に対して即時に償却すべきであり、SSAP22 がそのように規定していることは妥当である。一方で、基準が、取得したのれんを資産として計上し、その経済的耐用年数にわたって損益計算書を通じて償却するという代替的取扱いを認めていることは、遺憾である。なぜなら、この取扱いは、財務諸表の比較可能性を不必要に損なうからである (ibid., pp.68-69)。

同様に、Arnold et al. (1992, p.42)においても次のように論じられている。すなわち、自己創出のれんと買収のれんの処理方法に一貫性を持たせることが可能であれば、望ましい。のれんと他の無形資産の間にも、少なくとも分類の操作を防ぐために、適宜一貫性を持たせることが望ましいが、これは必須ではなく、その妥当性は個別に検討される必要がある。できる限り、同じ状況にある企業間で処理方法の一貫性があるべきだが、そこに関わる不確実性の性質を考えると、異なる企業が特定の状況の性質について異なる判断を下すことは、しばしば正当であるかもしれない²⁵。

APB から研究を委託されたものであり、いずれもプーリング法の広範な利用に対して批判的な結論が導かれている。

²⁵ 前述の通り、SSAP 22 においても、購入のれんと非購入のれんとの間に性質上の違いはない (SSAP 22, para.5)、と述べられている。

② 英国及び IAS の会計基準における議論

上述の通り、1960年代を中心に、米国では、パーチェス法かプーリング法かという論争が巻き起こり、のれんの会計方法についてはその過程で、持分控除法が再び脚光を浴びていた。その間、英国では1900年初頭から持分控除法が一般的な会計処理として普及しており、1984年に公表された SSAP 22 においても、持分控除法が原則処理として規定されていた。すなわち、準備金に対する即時消却という会計処理を通常は適用するものの、正ののれんを資産として計上し、その経済的耐用年数にわたって損益を通じて償却することも認めている (SSAP 22, para.10)。

その論拠について次のように述べられている。すなわち、購入のれんと非購入のれんとの間に性質上の違いはない。しかし、購入のれんの価値は、事業の主観的な評価から生じるものではあるが、市場取引によって特定の時点での事実として確立される。これは非購入のれんには当てはまらない (ibid., para.5)。本基準では、購入のれんは通常、即時消却によって会計から除外されるべきことを要求している。この主な理由は、購入のれんの即時消却が、非購入のれんを会計に含めないという広く受け入れられている慣行と整合性がとれているからである。購入のれんが資産として処理され消却されない場合、貸借対照表は会社（またはグループ）ののれん総額を表すのではなく、消却されていない取得事業を反映するにすぎない (ibid., para.6)。

本基準では、購入のれんの即時消却は、損益計算書ではなく、準備金に対して行われるべきであると規定している。これは、(a) 購入のれんが会計方針として消却されるのは、非購入のれんとの処理の一貫性を保つためであり、取得が行われた年度に価値の恒久的な減少があったためではなく、(b) 消却がその年度の業績に関連するものではないためである (ibid., para.7)。

SSAP 22 と同時期である 1983 年に公表された IAS 22 においては、持分控除法と規則的償却が並列的に規定されており、次のように述べられている。すなわち、取得原価と取得した識別可能純資産の公正価値との差額は、(a) 収益における認識、または (b) 所有者持分から即時控除、のいずれかの方法で処理されなければならない (IAS 22, para.40)²⁶。その論拠について次のように論じられている。すなわち、取得原価と取得した純識別可能資産の公正価値との間の差額は、取得期間中に株主持分と相殺処理されるべきであると考えられる者がいるが、彼らは、のれんは独立して実現可能な資産ではなく、耐用年数は不確定であり、いかなる償却計画も恣意的であること、また、自己創設のれんは認識されないため、取得時に生じるのれんを認識することも不適切であると主張している (ibid., para.23)。

²⁶ パラグラフ 40(a)の方針が採用される場合、取得原価が、取得した純特定可能資産の公正価値を超える超過額は、取得により生じたのれんとして連結財務諸表に資産として認識し、その耐用年数にわたって規則的に償却しなければならないと規定されている。

(2) 持分控除法に対する否定的見解

① 会計基準における持分控除法に対する否定的見解

米国では、1945年にSECが公表したARS50によって、持分控除法は禁止される方向となり、1953年に公表されたARS43及び1970年に公表されたAPB17では、持分控除法は禁止されることとなった。APB17では、企業結合により取得したのれんの取得原価は、資本剰余金または利益剰余金に一括償却することも、取得時または取得直後に名目的な金額まで減額することもできない (ibid., para.13)と規定されている。英国においても、1980年代後半においては持分控除法は徐々に支持を失い、持分控除法を支持する者はほとんど存在しない状態となっていった (Arnold et al., 1992)。

1970年に公表されたAPB 17では、持分控除法を否定する根拠について次のように論じられている。のれんの取得原価を取得日の株主資本から控除する持分控除法の根拠は、のれんの性質が他の資産と異なり、特別な会計処理が必要であるという点にある。のれんは事業全体にのみ付随するものであり、その価値はいろいろな理由によって大きく変動するため、その存続期間や現在価値の見積もりは、利益の決定という目的において信頼性に欠ける (APB 17, para.20)。取得原価主義会計においては、のれんの取得原価は、土地、建物、設備の取得原価と基本的に同じである。資産の取得原価を株主資本から取得時に控除することは、費用を収益に対応させないことになる (ibid., para.21)。

1993年に公表された改訂IAS22では、取得のれんは、資産として認識して規則的償却を行うことが規定された (IAS22 rev. 1993, paras.40,42)。1998年に公表された改訂IAS22においても、1993年の改訂IAS22における内容がそのまま受け継がれ、規則的償却が求められている (IAS 22 rev. 1998, para,41)。持分控除法が長年に渡り支持されてきた英国においても、1997年に公表されたFRS10によって、買入のれんを資産として計上することが規定され、自己創設のれんは資産として計上すべきではないことが規定された (FRS10, paras.7-8)。FRS 10では、持分控除法に対する否定的見解が、5つの観点から以下のように述べられている (ibid., Appendix 3, para.4)。

すなわち、第一に、持分控除法は、買収企業の純資産が減少または消滅した印象を与える。第二に、資本の減少の問題により、企業はブランドや類似の無形資産を個別に評価し、取得時に取得したのれんに帰属させる金額を削減する傾向が強まっている。これらの無形資産はのれんと性質が非常に類似しており、両者の価値配分は主観的になりがちであるため、のれんを異なる会計処理で扱うことは不適切であると考えられている。第三に、経営者はのれんに投資した金額について責任を負わない。この金額は、利益を上げるべき資産を測定する際には考慮されず、のれんの価値が維持されていない場合でも、損失を公表する義務はない。第四に、購入した無形固定資産と内部で生成された無形固定資産の貸借対照表上の処理に

は一貫性があるが、損益計算書上の処理には一貫性がない。内部で生成された無形固定資産の構築に帰属する費用は、損益計算書上で収益と相殺されるが、購入した無形固定資産の費用は当該事業が売却されない限り、収益と相殺されない。第五に、この非整合性は、買収により成長する企業が、有機的に成長する企業よりも利益率が高いように見せる効果がある。

また、日本の企業会計審議会が2001年に公表した「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」(p.19)においては、持分控除法を否定する論拠が次のように述べられている。すなわち、払込資本(拠出資本)から控除する会計方法と留保利益から控除する会計方法は、かつて諸外国で採用されていたこともあるが、それを支持する見解は少数のようである。企業結合における投資対価のすべてが費用性支出とみなされ、その全額がいずれかの会計期間で費用になるというのが、現在の一般的な考え方といえる。投資支出を費用に配分して年度の業績を測定するという企業会計の基本的枠組みにてらすと、持分控除法を採用するのは困難である。

② 学界における持分控除法に対する否定的見解

持分控除法に否定的な主張を展開する学界における見解として、たとえば、Grinyer et al. (1990)では次のように論じている。すなわち、会計の最も根本的かつ主要な目的は経営者の監視と動機づけであり、それゆえにその議論を、アカウンタビリティ(説明責任)の文脈において展開する(Grinyer et al., 1990, p.225)。上述の通り、アカウンタビリティという目的は、利益測定における費用収益対応のアプローチに基づき、購入のれんを利益に対して費用計上すべきであることを要求する(ibid., p.231)のものであり、のれんを準備金に直接償却することは、会計に対して想定された主要な目的のためには容認できない(ibid., p.228)。準備金への即時償却を支持する議論の妥当性は、価値評価学派内の概念から派生した貸借対照表アプローチに関連しているように思われ、それらは収益指向のマッチングに基づく財務報告アプローチには適切ではない(ibid., p.231)。

同様に、Nobes (1992)も持分控除法に対して否定的な見解を示している。持分控除法について、最も明白な問題点は、「貸借対照表の穴(hole in the balance sheet)」である。企業グループの純資産が親会社の純資産を下回っているケースが頻繁に発生している。この直感に反する状態は、洗練された会計士でなくても、従来の会計的測定に何か問題があることを示唆するかもしれない。場合によっては、その穴はマイナスの引当金という形で目に見える形で現れた。この問題のより極端な場合は、非常に大きなのれん代が持分から控除されることにより、グループの純資産がマイナスになるケースである。これもまた直感に反し、収益性とギアリングの計算が歪められることになる(ibid., p.148)。

また、Bryer (1995)は次のように述べている。購入のれんを資本準備金から直接償却することは、その誤りをさらに悪化させるだけだろう。それは、一方が購入のれんを持ち、もう一方が内部創出のれんを持つという、その他の点では同一の2つの会社を「比較可能」には

しない。それは両社の報告利益と資本を等しくするだろうが、それは前者の会社の資本が過少に計上され、その後の利益が過大に計上されることを意味する。これら 2 つの会社は明らかに「比較可能」ではなく、したがって報告される資本と利益は等しくあるべきではない。一方は資本をもって利益を購入し、もう一方は利益を稼いだのである (ibid., p.295)。

同様に、Miller (1995, p.5)も次のように述べている。この処理においては、購入のれんは、貸借対照表上では自己創出のれんと一貫して扱われ、資産としては表示されないが、損益計算書では矛盾して扱われる。購入のれんの費用は計上されないが、一方で既存事業ののれんを構築するために費やされた金額は費用処理される。この矛盾は、報告される業績の比較不能性を引き起こす。また、のれんの即時償却は、説明責任を低下させ、収益率指標を歪めるという効果をもたらす。

その他、以下のような論者によっても持分控除法に対する否定的な見解が展開されている。たとえば、Welsch et al. (1976, p.593)は次のように述べている。すなわち、無形資産の資産価値は疑問視されることが多く、また過度の保守主義から、かつての会計実務は無形資産を名目的な金額への恣意的な評価減を奨励する傾向があった。しかし、そうした恣意的な評価減は、利益と財務ポジションを歪めることから、現代における会計原則と実務では支持されていない。

また、Brunovs and Kirsch (1991, pp.155-157)は、次のように述べている。すなわち、持分控除法と償却には、のれんが何を意味するのかという根源的な問いに関する、概念的な分裂の深い溝がある。持分控除法においては、他のすべての状況では損益計算書の収益から費用計上されるべきコストや費用が、準備金から直接的に控除されることになる。Davis (1992, p.78)は、企業の無形資産こそが競争相手との差別化要因となることが多いから、独立した第三者間取引の結果として生じ、将来価値を持つに違いない項目を貸借対照表から削除することは、理解しがたい。さもなければ、買収企業は貴重な資源を捨てていることになるからである、と述べている。Beier (1993, p.154)は、厄介な問題は、資産が減損したという証拠がないにもかかわらず、買収企業が取得日に株主資本に負担をかけるべきであるという考え方を支持することになる点である、と指摘している。

ここまで見たように、持分控除法の理論的根拠としては、自己創設のれんと取得のれんの会計処理に関する整合性が挙げられることが多い。たしかに、持分控除法を適用すれば、取得のれんは資産計上されないため、同じく資産計上されない自己創設のれんと、整合的な会計処理にも見える。しかし、それは資産計上の有無というきわめて狭い範囲に限られた整合性でしかない。

持分控除法を適用すれば、取得のれんはそのまま資本から控除されることになるから、その分だけ計上される費用の額は減少する。自己創設のれんは、その額の分だけ費用計上されるのに対し、持分控除法が適用された取得のれんは、その額の分は費用計上されないことになる。その結果として、取得のれんの額の分だけ、資本が減り、その代わりに利益が増えるのである。

つまり、持分控除法は、自己創設のれんと取得のれんに、資本と利益の区分の点で非整合性をもたらす会計方法であると考えられる。資産計上して費用化する処理と資産計上せずに費用化する処理における、資産計上の有無についての非整合性よりも、資本と利益の区分の非整合性の方がよほど大きな問題であると言えよう。したがって、持分控除法は、取得のれんと自己創設のれんについて、資本と利益の区分に関する整合性を歪めるため、合理的な理論的根拠を有する会計方法とは言えない。

おわりに

本稿では、のれんについて会計的な見地から論じた最初の論稿である Bithell (1882)を嚆矢とする 1880 年代から、SFAS141/142 や IFRS 3 により非償却及び減損処理が導入された 2000 年前後まで、約 120 年間を対象として、のれんの会計方法に関する様々な見解を整理することを試みた。

のれんの会計に関する議論が始まった 1880 年代においては、のれんの資産性に疑問が抱かれ、望ましいのれんの会計方法とされたのは、償却（早期償却）であった。のれんは、将来の利益を先取りしたものであって、不確かな資産であるとされ、保守主義の観点からなるべく早い時期に償却することが望ましいと考えられていた。1900 年前後からは、のれんの永続性という性質を根拠に、非償却を望ましい会計方法と考える論者が現れるようになった。この主張は、その後の年代においても散見され、非償却の問題は、多くの場合、永続性の有無と関連して論じられてきた。1900 年には、英国において会社法でのれんに関する規定が整備されたことにより、のれんの評価方法に関する議論が活発化することになった。

そうしたなか、1895 年の英国の判例（*Wilmer v McNamara*）ならびに Dicksee (1897), Dicksee and Tillyard (1906)において持分控除法が提示された。1910 年前後からの大企業の合併運動も相まって、英国・米国共に、持分控除法は実務において広く用いられることとなった。1917 年に公表された米国の初めての会計基準である Uniform Accounting においても、持分控除法が提示されていた。

1910 年代以降は、Leake (1914, 1921)や Yang (1927)等により、規則的償却が望ましい会計方法であるという主張が展開されていった。規則的償却の論拠としては、第 1 に、のれんの価値は永続的なものではなく、消滅するものであること、第 2 に、現時点ののれんと取得時における買入のれんは異なるものであって、取得時における買入のれんは時間とともに消滅していること、という点が挙げられていた。

その後、1929 年の大恐慌を経て、保守的な傾向が強まると共に取得原価会計が定着し、米国においては持分控除法は衰退し、取得原価の配分に基づく規則的償却が一般的に支持されるようになった。1929 年に公表された米国の会計基準である Verification of Financial Statement においては持分控除法に関する記載は削除され、1944 年に公表された ARB 24

では、規則的償却・非償却のいずれも認めつつ、持分控除法は消極的のみ許容されていた。

1945年にSECから公表されたASR 50により、資本と区分を歪めることを理由として持分控除法が禁止されたことを受けて、1953年に公表されたARB43では持分控除法は禁止され、規則的償却が望ましい処理として位置付けられた。1970年に公表されたAPB 17においても同様に、規則的償却が求められ、その後2001年にSFAS 141/142が公表されるまで、のれんの会計処理としては規則的償却が規定されていた。

規則的償却を提示するPaton and Littleton (1940)は、取得原価の配分と収益との対応の観点に立脚していた。そこでは、取得のれんが超過収益力としてとらえられ、超過収益力は消滅するものであることから、取得のれんの額を計算する基礎となった期間に渡り、収益と対応させて費用計上すべきであるとされている。超過収益力が維持しているとみられる場合であっても、企業結合後に発生した別の要因によるものであり、取得のれんと企業結合後に生じた自己創設のれんとの区別が強調されているのである。

1960年代には、プーリング法の議論と共に持分控除法に関する議論も復活し、Cattlet and Olson (1968, ARS 10)やChambers (1966)等によって、自己創設のれんの処理との整合性や経営者の責任の観点から持分控除法が主張された。しかし、持分控除法については、取得のれんと他の消却性資産との整合性の点で問題があること、取得原価会計の考え方に反すること、資本と利益の区分を歪めることなど、多くの論者により問題点が指摘された。規則的償却が支持される潮流に変化はみられず、1980年代まで実務慣行として持分控除法が定着していた英国やIASにおいても、1990年代には持分控除法は禁止されることとなり、規則的償却が求められるようになった。

英国では、1984年に公表されたSSAP 22において、持分控除法が原則処理として規定され、規則的償却についても認められており、1983年に公表されたIAS 22においても、持分控除法が規則的償却と共に認められていた。上記のように持分控除法に対する問題点は多く指摘されており、また国際的な傾向に調和する目的もあって、1993年に改訂されたIAS 22、ならびに1998年に改訂されたIAS 22、1997年に英国基準として公表されたFRS 10において、持分控除法は禁止され、規則的償却が規定されることとなった。IASBはその後、2004年にIFRS 3を公表し、非償却及び減損処理の会計処理が規定されることとなった。

本稿では、1880年代から2000年前後までを対象として、のれんの会計処理に関する議論を整理した。そこからわかったのは、歴史は繰り返されるということである。2025年現在においても、のれんを巡る争いは未だ収束していないが、歴史を紐解いてみれば、のれんの会計方法に関する議論は周期的に俎上に上がっていることが明らかである。1900年の会社法制定時には、のれんの償却費用が費用か資本かが問題となり、(早期)償却か持分控除法かで争われた。1929年の大恐慌の後には、取得原価主義会計の定着とともに、持分控除法が排除されて規則的償却が求められるようになった。1960年代のプーリング法に関する議論の際は、再び持分控除法が議論の対象となった。1990年代には、国際的調和化の流れのなか、英国とIASは持分控除法を禁止し、規則的償却が取り入れられることとなった。

このように、120年余りの歴史を振り返れば、そのほとんどが、資本と利益の区分の問題が議論の対象となっていることがわかる。のれんの会計方法を巡るこれまでの議論は、のれんの償却が費用か資本か、という点で繰り返し議論されてきたのである。それは、SEC (1945)が指摘するように、資本と利益の区分に関する問題であった。それに対して、2000年以降に議論されている、償却・非償却・減損といった会計方法の選択を対象とした議論は、いずれものれんの原価が費用であることを前提としており、そこで議論されているのは費用の期間配分の問題に終始している。つまり、2000年以降の現代におけるのれんの会計方法を巡る争いにおいては、資本と利益の区分については対象とされておらず、そこで議論の対象となっているのは、あくまでも費用の期間配分の問題である、という点が特徴的であると言えよう。

Appendix：のれんの定義

のれんという用語が商業的な意味で使用されたのは、少なくとも1571年まで遡る (Leake, 1914, p.81)。1571年の判例である *Wills & Inv. N. C.* (Surtees 1835, 352)では、「私は John Stephen に・・・採石場に関する全ての権利とのれんを譲渡する」と記載されている。のれんの定義については、初めて付されたのは1810年の判例である *Crutwell v. Lye* (17 Ves.335; 1 Rose.123)とされている (Dicksee and Tillyard, 1906, p.29; Leake, 1914, p.81)。そこでは、判事のエルドン卿が、「売却対象となるのれんとは、既存の顧客が既存の場所に戻る確率にほかならない」と述べている (17 Ves. 347)。この判決には権威的な位置付けが後に与えられることとなった (*Walker v. Mottram*, 19 Sch. D. 363)。19世後半まで、のれんの取り扱いは法と判例によって事実上定められており (Ding et al., 2008, p.728)、既に多くの判例が存在して法的見解は確立していた。

そうした法的見解は1880年代にのれんの会計方法に関する議論が始まってからも大きな影響を与えた。Courtis (1983, p.2)によれば、のれんの性質について論じた最初の論稿とされている Bithell (1882, p.142)では、のれんを評判の高い既存事業における優位性と定義し、確立した事業にはそれに参入するものに対して利益の期待を提供し、その対価を支払う価値があると述べている。また、Lisle (1900)による定義が当時もっとも頻繁に引用されていたとされており (Esquerre, 1913, p.21; Wildman, 1913, pp.142-146)、のれんは、商業ないし製造会社の取引関係や評判に基づく金銭的な価値であり、旧来の顧客の愛顧が継続する可能性の結果として事業が継続することの現在価値、と定義されている (Lisle, 1900, p.134)。

1910年前後以降は、法的な見解から離れて、経済的な見地からのれんが議論されるようになり、それとともに、のれんの定義についても商業的な意味でとらえられるようになってきた。のれん概念の拡張は、経営環境の変化に伴うものであって、個人企業の範疇で理

解されていたのれんの概念が、大規模な企業を前提としたものに変容したのである (Yang, 1927, pp.90-93)²⁷。

たとえば Leake (1914, p.81)は、のれんを将来の超過利益の現在価値という定義を提示している。すなわち、のれんとは、事業売却者から事業買主に対して付与される、その事業買主が事業売却者の承認を受けた後継者として営業を継続する権利であり、事業売却の対価として、工場設備、在庫品、売掛金等の価値に追加される要素として、既成の顧客関係の保有を意味する。商業的な意味でののれんとは、将来予想される超過利益を受け取る権利の現在価値であり、超過利益とは、将来受け取る収益、増加額、または利益のうち、その生産に付随するあらゆる支出を上回ると予想される金額をいう。

この Leake (1914)による定義はその後も引き継がれ、たとえば、AIA (1931, p.67)では次のように示されている。すなわち、のれんとは、商業的な意味合いにおいて、将来期待される超過収益を受け取る権利の現在価値のことである。超過利益という用語は、将来得られると見込まれる収益、増加、または利益が、その生産に付随するすべての経済的支出に、正常利益を加えた額を上回る部分を指す。

同様に、Paton Littleton (1940, p.92)においては次のように述べられている。すなわち、のれんまたはその他の無形資産の認識可能な費用は、継続企業がその全体を取得された場合に発生する。企業が超過収益力を有し、その優位性が特許やフランチャイズなどの特定の独占的権利によって説明できない場合、その企業はのれんまたは一般的な無形資産価値を有するとみなしうる。このような状況下で所有権が完全に移転した場合、取得者が支払った現金または現金同等物のうち、取得した有形要素に帰属する金額を超える部分は、のれんの認識可能額となる。

Hendriksen (1970, pp.432-433)によれば、会計的な観点から見ると、のれんの概念は文献中で頻繁に3つに分類される。(1) 企業に対する無形的な態度の評価、(2) のれんを含まない総投資に対する正常なリターンを上回る、将来期待される超過収益の現在割引価値、(3) 事業全体の価値が、個々の有形・無形純資産の評価額を上回る部分 (全体としての評価勘定) である。

このうち第3の定義を提示しているのは、たとえば Catlett and Olson (1968, p.xv.)が挙げられる。すなわち、事業におけるのれんの価値の概念は、企業全体の価値と、その分離可能な資源や財産権の合計額から負債を差し引いた額との差額として定義される。同様に、Lee (1973, p.177)も次のようにのれんを定義している。のれんは、買収企業が、買収した純有形資産を生み出すために必要な、正味有形資産買収価格を上回る利益に対して支払う買収価格として定義されてきた。言い換えれば、買収された事業体全体の価値と、買収された有形純資産に帰属する個別の価値の合計との差額である。

²⁷ 詳細については、浅見 (勝尾) (2012)を参照のこと。

なお、自己創設のれんと客観のれんとの違いについては、Leake (1914, pp.82,85; Leake, 1921, p.23)により、次のように論じられている。すなわち、のれんは、将来の超過利潤を得るための利益獲得能力の一部を表すものではあるが、貸借対照表に記録されるのは、ある主体から他の主体へ対価の支払いを伴って交換されて取得された場合のみである。そのため、実際には存在しているであろうはずののれんの価値の大部分は、いかなる財務諸表にも計上されることはない。なぜなら、当然のことながらのれんに帰属する利益獲得能力の大半は、現在の所有者の努力や能力によって作り出されたものだからである。のれんの本来の価値を知るためには、財務諸表に記録されている額のはのれんの本来の価値のごく一部であることを理解することが必要である。

【Reference】

- Accounting Standards Board, 1997, Financial Reporting Standard No.10 (FRS10), *Goodwill and Intangible Assets*.
- , 1998, Financial Reporting Standard No.11 (FRS11), *Impairment of Fixed Assets and Goodwill*.
- Accounting Standards Board of Japan, 2006, The Discussion Paper, *Conceptual Framework of Financial Accounting*.
- , 2008, Accounting Standard (ASBJ Statement) No. 21, *Business Combinations*.
- , 2008, Accounting Standard (ASBJ Statement) No. 22, *Consolidated Financial Statements*.
- , 2015a, Foreword to “Japan’s Modified International Standards (JMIS): Accounting Standards Comprising IFRSs and the ASBJ Modifications.”
- , 2015b, Japan’s Modified International Standards (JMIS): Accounting Standards Comprising IFRSs and the ASBJ Modifications, *Applications of “Japan’s Modified International Standards.”*
- , 2015c, Japan’s Modified International Standards (JMIS): Accounting Standards Comprising IFRSs and the ASBJ Modifications, ASBJ Modification on Accounting Standard No.1, *Accounting for Goodwill*.
- , European Financial Reporting Advisory Group and Organismo Italiano di Contabilita (Italian Standard Setter -OIC), 2014, *Should Goodwill Still Not Be Amortised?*.
- Accounting Standards Committee, 1982, Statement of Standard Accounting Practice, Exposure Draft ED30, *Accounting for goodwill*.
- , 1984, Statement of Standard Accounting Practice No.22 (SSAP22), *Accounting for*

Goodwill.

- American Institute of Accountants, 1917, 'Uniform Accounting,' *Journal of Accountancy*, Vol.23, No.6, pp.401-433.
- , 1929, 'Verification of Financial Statement,' *Journal of Accountancy*, Vol. 47, No, 5, pp.321-354.
- , 1931, Preliminary Report of a Special Committee on Terminology, *Accounting Terminology*.
- , Committee on Accounting Procedure (CAP), 1944, Accounting Research Bulletin No. 24, *Accounting for Intangible Assets*.
- , Committee on Accounting Procedure (CAP), 1953, Accounting Research Bulletin No. 43, *Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins*.
- American Institute of Certified Public Accountants, Accounting Principles Board (APB), 1970a, Opinions of Accounting Principles Board No. 16, *Business Combinations*.
- , 1970b, Opinions of Accounting Principles Board No. 17, *Intangible Assets*.
- , Special Committee on Financial Reporting, 1994, *Improving Business Reporting – a Customer Focus: Meeting the Information Needs of Investors and Creditors; Jenkins Report*.
- Andrews, W. T., Evolution of APB Opinion No.17 Accounting for Intangible Assets; a Study of the U.S. Position on Accounting for Goodwill, *Accounting Historians Journal*, Vol.8, No.1, pp.37-49.
- Arnold, J., 1992, *Goodwill and Other Intangibles*, The Institute of Chartered Accountants.
- Bentley, H. C., 1911, *The Science of Accounts*, The Ronald Press Company.
- Beier, R. J., 1993, 'SEC Addresses Goodwill Write-Offs in Supermarkets General; What Will the FASB Do?', *Journal of Corporate Accounting and Finance*, Vol.5, No.2, pp.153-159.
- Bithell, R., 1882, *A Counting-House Dictionary*, George Routledge and Sons.
- Black E. L. and M. L. Zyla, 2018, *Accounting for Goodwill and Other Intangible Assets*, John Wiley & Sons, Inc.
- Bloom M., 2008, *Double Accounting for Goodwill*, Taylor & Francis.
- Bourne, J. H., 1888, 'Goodwill,' *The Accountant*, Vol.14, No.720, pp.604-605.
- Brown, P., 1995, 'A Note on the Inverse (Reverse) Sum-of-the-Years'-Digits Method and Other Ways to Amortise Goodwill,' *Australian Accounting Review*, Vol.5, No.9, pp.17-21.
- Browne, E. A. 1902, 'Goodwill: Its Ascertainment and Treatment in Accounts,' *The Accountant*, Vol.28, No.1439, pp.1339-1344.
- Brunovs, R. and R.J. Kirsch, 1991, 'Goodwill Accounting in Selected Countries and the Harmonization of International Accounting Standards,' *Abacus*, Vol.27, No.2, pp.135-

161.

- Bryer, R. A., 1995, 'A Political Economy of SSAP22: Accounting for Goodwill,' *British Accounting Review*, Vol.27, pp.283-310.
- Burton, J. C., 1970, *Accounting for Business Combinations ; A Practical and Empirical Commet*, Financial Executives Research Foundation.
- Canning, J. B., *The Economics of Accountancy*, The Ronald Press, 1929.
- Carsberg, B. V, 1966, 'Contribution of Leake, P. D. to Theory of Goodwill Valuation,' *Journal of Accounting Research*, Vol.4, No.1, pp.1-15.
- Catlett, G.R. and N. Olson, 1968, Accounting Research Study No.10, *Accounting for Goodwill*, AICPA.
- Chambers, R. J., 1966, *Accounting, Evaluation and Economic Behavior*, Prentice-Hall Inc.
- Chitty, D.,1997, 'Goodwill and Intangibles,' in ICAEW, *Financial Reporting Today- Current and Emerging Issues* (1998 ed.), ICAEW.
- Cooper, J. 2007. 'Debating Accounting Principles and Policies: The Case of Goodwill, 1880–1921,' *Accounting, Business & Financial History*, Vol.17, No.2, pp.241–264.
- Couchman C. B., 1924, *The Balance Sheet*, American Institute of Accountants.
- Council of the European Communities, 1978, Fourth Council Directive, *The Annual Accounts of Certain Types of Companies*.
- , 1983, Seventh Council Law Directive, *the Treaty on consolidated account*.
- Council of the European Union, 2009, Fourth Council Directive, *The Annual Accounts of Companies with Limited liability*.
- Courtis, J.D. (1983), 'Business Goodwill: Conceptual Clarification via Accounting, Legal and Etymological Perspectives,' *The Accounting Historians Journal*, Vol.10, No. 2. pp.1-38.
- Davidson, S. and R. L. Weil (eds.), 1983, *Handbook on Modern Accounting*, McGraw-Hill.
- Davis, M., 1992, ' Goodwill Accounting - Time for an Overhaul,' *Journal of Accountancy*, Vol.173, No.6, pp.75-82.
- Dawson, W. J., 1901, 'Goodwill,' *The Accountant*, January 12, pp. 49-50.
- Dawson, S. S., 1908, *Accountant's Compendium*, 3rd ed.
- Densham F. W., 1898, 'Depreciation of Assets and Goodwill of Limited Companies,' *The Accountant*, May 28, pp. 567-571.
- Dicksee, L. R., 1892, *Auditing: a practical manual for auditors*, Gee & Co. Ltd..
- and T. M. Stevens, 1897, *Goodwill and Its Treatment in Accounts*, Gee & Co. Ltd.
- and F. Tillyard, 1906, *Goodwill and Its Treatment in Accounts*, 3rd ed., Gee & Co. Ltd.
- and F. Tillyard, 1920, *Goodwill and Its Treatment in Accounts*, 4th ed., Gee & Co.

Ltd.

- Ding, Y., J. Richard and H. Stolowy, 2008, 'Towards an Understanding of the Phases of Goodwill Accounting in Four Western Capitalist Countries: From Stakeholder Model to Shareholder Model,' *Accounting, Organizations and Society*, Vol.33, No.7/8, pp.718-755.
- Eiteman, D. S., 1971, 'Critical Problems in Accounting for Goodwill,' *Journal of Accountancy*, Vol.131, No.3, pp.46-50.
- Emery, K. G., 1951, 'Should Goodwill Be Written Off?' *Accounting Review*, Vol.26, No.4, pp.560-567.
- Esquerrē, P., 1913, 'Goodwill, Patents, Trade-Marks, Copyrights and Franchises,' *Journal of Accountancy*, Vol.15, No.1, pp.21-34.
- , 1914, *The Applied Theory of Accounts*, The Ronald Press Company.
- , 1927, *Accounting*, The Ronald Press Co.
- Financial Accounting Standards Board (FASB), 1976, Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues related to Accounting for Business Combinations and Purchased Intangibles*.
- , 1999, Exposure Draft, *Business Combinations and Intangible Assets*.
- , 2001, Statement of Financial Accounting Standards No.141, *Business Combinations*.
- , 2001, Statement of Financial Accounting Standards No.142, *Goodwill and Other Intangible Assets*.
- Finney, H. A., 1923, *Principles of Accounting*, Prentice-Hall Inc.
- Frank, V. H., 1948, *Company Accounts -the law and practice-*, Sweet & Maxwell Limited.
- Garcia, C., Y. Katsuo C. van Mourik, 2018, 'Goodwill Accounting Standards in the United Kingdom, the United States, France, and Japan,' *Accounting History*, Vol.23, No.3, pp.314-337.
- Glautier, M. W. E. and B. Underdown, 1997, *Accounting Theory and Practice*, 6th ed. Pitman Publishing.
- Grinyer, J. R. and A. Russell, 1992, 'Goodwill —An Example of Puzzle-Solving in Accounting — a Comment,' *Abacus*, Vol.28, No.1, pp.107-112.
- , A. Russell and M. Walker, 1990, 'The Rationale for Accounting for Goodwill,' *British Accounting Review*, Vol.22, No.3, pp.223-235.
- Guthrie, E., 1898, 'Goodwill,' *The Accountant*, Vol.24, pp.425-431.
- Gynther, R. S., 1969, 'Some "Conceptualizing" on Goodwill,' *Accounting Review*, Vol.44, No.2, pp.247-255.
- Harris, W., 1884, 'Goodwill,' *The Accountant*, Vol.10, No.487, pp.8-11.

- Hatfield, H. R., 1909, *Modern Accounting: Its Principles and Some of Its Problems*, D. Appleton and Company.
- , 1927, *Accounting: Its Principles and Problems*, D. Appleton and Company.
- Heckler, B. L., 1997, 'Accounting for Goodwill in an Age of Mergers,' *Journal of Corporate Accounting and Finance*, Vol.8, No.3, pp.13-24.
- Hendriksen, E. S., 1970, *Accounting Theory*, revised ed., Richard D. Irwin, Inc.
- Hill, H. P., 1971, 'Accounting for Goodwill - Half Way Home,' *Financial Executive*, Vol.39, No.3, pp.42-46.
- Hughes, H. P., 1982, *Goodwill in Accounting: A History of the Issues and Problems*, Research Monograph, No.80.
- Hylton, D. P., 1964, 'The treatment of goodwill (letters to the editor),' *Journal of Accountancy*, Vol.117, No.4, p.30.
- International Accounting Standards Committee, 1983, International Accounting Standards No.22, *Accounting for Business Combinations* (Revised in 1993, 1998).
- , 1997, Exposure Draft, E60, *Intangible Assets*.
- , 1998, International Accounting Standards No.36, *Impairment of Assets*.
- International Accounting Standards Board, 2004, International Financial Reporting Standard 3, *Business Combinations*.
- , 2004, International Accounting Standards No.38, *Intangible Assets*.
- , 2013, Discussion Paper, *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- , 2015, Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- , 2018, *Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- Institute of Chartered Accountants in England and Wales, 1984, Statement of Standard Accounting Practice (SSAP) No.22, *Accounting for Goodwill*.
- , 1997, *Financial Reporting Today – Current and Emerging Issues the 1998 Edition*, Gloucester House.
- Jonson T. and K. R. Petrone, 1998, 'Is Goodwill an Asset?' *Accounting Horizons*, Vol.12, No.9, pp.293-303.
- Kester, R. B., 1918, *Accounting Theory and Practice*, The Ronald Press Company.
- Kirkham, L. and J. Arnold, 1992, 'Goodwill Accounting in the UK: A Fresh Approach to an Old Problem,' *European Accounting Review*, Vol.1, No.2, pp.421-425.
- Knight, A., 1908, 'Depreciation and other reserves,' *Journal of Accountancy*, Vol.5, No.3, pp.189–200.
- Kripke, H., 1961, 'A Good Look at Goodwill in Corporate Acquisitions,' *The Banking Law Journal*, Vol.78, pp.1028–1040.

- Leake, P. D., 1914, 'Goodwill: Its Nature and How to Value It,' *The Accountant*, Vol.50, No.2041, pp.81-90.
- , 1921, *Commercial Goodwill -Its History, Value, and Treatment in Accounts*, Sir Isaac Pitman & Sons Ltd.
- Lisle, G., 1900, *Accounting in Theory and Practice*, William Green & Sons.
- Ma, R. and R. Hopkins, 1988, 'Goodwill — An Example of Puzzle-Solving in Accounting,' *Abacus*, Vol.24, No.1, pp.75-85.
- , 1992, 'Goodwill — An Example of Puzzle-Solving in Accounting — a Reply,' *Abacus*, Vol.28, No.1, pp.113-115.
- Matheson, E. 1884, *The Depreciation of Factories and their Valuation*, E&F Son.
- May, G. O., 1943, *Financial Accounting ; A Distillation of Experience*, The Macmillan Co.
- , 1957, 'Business Combinations; An Alternative View,' *The Journal of Accountancy*, Vol. 3, No. 4, pp.33-36.
- Meigs, W. B. and C. E. Johnson, 1962, *Accounting*, McGraw-Hill Inc.
- Miller, M. C., 1973, 'Goodwill -an Aggregation Issue,' *The Accounting Review*, Vol.48, No.2, pp.280-291.
- , 1995, 'Goodwill Discontent: The Meshing of Australian and International Accounting Policy,' *Australian Accounting Review*, Vol.5, No.9, pp.3-16.
- Montgomery, 1912, *Auditing Theory and Practice*, Ronald Press Co.
- More, F., 1891, 'Goodwill,' *The Accountant*, Vol. XV II , No.853, pp.282-286.
- Nelson, R. H., 1953, 'the Momentum Theory of Goodwill,' *The Accounting Review*, Vol.28, No.4, pp.491-499.
- Nobes, C., 1992, 'Political History of Goodwill in the U.K.: An Illustration of Critical Standard Setting,' *ABACUS*, Vol.28, No.2, pp.142-167.
- Owens, R. N., 1923, 'Goodwill in the Accounts,' *University Journal of Business*, Vol.1, No.3, pp.282-299.
- Paton, W. A. and A. C. Littleton, 1940, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA.
- Paton, W. A., 1941, *Advanced Accounting*, The Macmillan Company.
- Preinreich, G., 1936, 'The Law of Goodwill,' *The Accounting Review*, Vol.11, No.4 , pp.317-329.
- Previts, G. J. and B. D. Merino, *A History of Accounting in America*, John Wiley & Sons, 1979.
- Reed, R. O., J. Elsea and M.S. Lilly, 2000, 'Accounting for Excess Purchase Price: Goodwill or Expense? Instructional Issues,' *Journal of Education for Business*, Vol.76, No.2, pp.87-92.

- Roby, A. G., 1892, 'Goodwill,' *The Accountant*, Vol.18, pp.288-293.
- Roth, L., 1929, 'Accounting for Goodwill,' *Journal of Accountancy*, Vol.48, No.2, pp.102-104.
- Sanders, T. H., H. R. Hatfield and U. Moore, 1938, *A Statement of Accounting Principles*, American Institute of Accountants.
- Scott W. and P. O'Brien, 2020, *Financial Accounting Theory*, 8th ed., Pearson Canada.
- Securities and Exchange Commission (SEC), 1945, Accounting Series Release No.50, *The Propriety of Writing Down Goodwill by Means of Charges to Capital Surplus*, (January 20, 1945).
- Sherwood, J. F. and R. T. Culey, 1940, *Auditing Theory and Procedure*, South-Western Publishing Co.
- Simon, S. I., 1956, 'Court-Decisions Concerning Goodwill,' *The Accounting Review*, Vol.31, No.2, pp.272-277.
- Skerratt, L. C. L. and D. J. Tonkin (eds.), 1996, *Financial Reporting 1995-1996, A Survey of UK Reporting Practice*, Institute of Chartered Accountants in England and Wales.
- Smith S. G., 1904, 'Depreciation of Assets and Goodwill of Limited Companies,' *The Accountant*, January 9, p.44-52.
- Solomons, D., 1989, *Guidelines for Financial Reporting Standards*, Institute of Chartered Accountants in England and Wales.
- Spacek, L.P., 1964, 'The Treatment of Goodwill in the Corporate Balance Sheet,' *The Journal of Accountancy*, Vol. 117, No.2, pp.35-40.
- , 1969, *A Search for Fairness in Financial Reporting to the Public*, Arther Andersen & Co.
- Staub, W. A., 1945, Chap.8; Intangible Assets, in *Contemporary Accounting: a refresher course for public accountants*, edited by T. W. Leland, American Institute of Accountants.
- Stockwell, H. G., 1912, *Net Worth and the Balance Sheet*, Ronald Press Co.
- Tregoning, I. (2004), 'Lord Eldon's Goodwill,' *The King's College Law Journal*, Vol.15, No.1, pp.93-116.
- Walker, G. T., 1938, 'Non purchased Goodwill,' *The Accounting Review*, Vol.13, No.3, pp.253-259.
- , 1953, 'Why Purchased Goodwill Should be Amortized on a Systematic Basis,' *Journal of Accountancy*, Vol.95, No.2, pp.210-216.
- Weirich, T.R. and L. E. Turner, 1995, 'FAS 121 and APBIT: How to Handle Goodwill when Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets,' *Journal of Corporate Accounting and Finance*, Vol.7, No.1, pp.55-63.

- Welsch, G. A., Zlatkovich, C. T. and White, J. A., 1976, *Intermediate Accounting*, 4th ed., Richard D. Irwin, Inc.
- Wildman, J. R., *Principles of Accounting*, William G. Hewitt Press, 1913.
- Wyatt, A.R., 1963, Accounting Research Study No. 5, *A Critical Study of Accounting for Business Combinations*, AICPA.
- Yang, J. M. *Goodwill and Other Intangibles*, Ronald Press Company, 1927.
- Zanoni, A. B., 2009, *Accounting for Goodwill*, Tayler & Francis.
- 浅見(勝尾)裕子、2012、「第4章 自己創設のれんの認識 -1900年前後の議論を中心として-」、大日方隆編著『会計基準研究の原点』、中央経済社。
- 上田明信、1960、「解説 株式会社の計算の内容に関する商法改正要綱試案」、旬刊商事法務研究、第190号。
- 企業会計審議会、1974、企業会計原則、昭和49年修正。
- 、1975、連結財務諸表原則。
- 、1997、改訂連結財務諸表原則。
- 、1997、連結財務諸表制度の見直しに関する意見書。
- 、2001、企業会計に係る会計処理基準に関する論点整理。
- 、2002、固定資産の減損に係る会計基準。
- 、2009、我が国における国際会計基準の取り扱いに関する意見書。
- 経済安定本部企業会計制度対策調査会、1949、企業会計原則。
- 斎藤静樹、2017、「のれんの償却と減損-企業結合会計基準の迷走-」、『企業会計』、Vol.69, No.1, pp.13-19。
- 、「のれんのオンバランスとオフバランス」、『會計』、Vol. 199, No.5, pp.98-111, 2021。
- 、福井義高、2022、「のれんの会計認識と経済分析(二)」、『會計』、Vol. 201, No.4, pp.39-50。
- 清水泰洋、2003、『アメリカののれん会計：理論・制度・実務』、中央経済社。
- 高瀬莊太郎、1930、『暖簾の研究』、森山書店。
- 高瀬莊太郎、1933、『グッドウケルの研究』、森山書店。
- 法務省民事局、1960、法務省民事局試案「株式会社の計算の内容に関する商法改正要綱」。
- 吉永栄助、飯野利夫監修、1974、『会社の計算』上巻、商事法務研究会。
- 臨時産業合理局財務管理委員会、1934、財務諸表準則。
- 、1936、財務評価に関する基準。

[付記] 本研究は、科研費(基盤研究 16KT0092、22H00896)及び日本会計研究学会スタディ・グループ研究費の助成を受けたものである。